

「川の標識」の管理と整備に関するガイドライン
【第5版】
(本編)

令和3年3月改訂版

国土交通省 九州地方整備局

「川の標識」の管理と整備に関するガイドライン (本編)

目次

まえがき	1
川の標識の基本理念	2
1.基本的な考え方	4
1.1 適用の範囲	4
1.2 標識の現状と課題	5
1.3 管理台帳の整備	10
2.川の標識と種類	12
2.1 川の標識の分類と種類	12
2.2 規制標識(禁止標識、注意喚起標識)、啓発標識	13
2.3 記名標識(河川名称)	29
2.4 解説標識(水位危険度レベル標識)	35
2.5 解説標識(河川水難事故防止)	37
2.6 解説標識(かわまちづくり)	38
2.7 解説標識(水門・樋門及び排水ポンプ場)	54
2.8 解説標識(ダム警報局)	55
2.9 解説標識(備蓄場:資材置き場)	56
2.10 工事説明看板	57
2.11 案内標識(キロポスト)	58
3.標準設計	61
3.1 標準設計の対象範囲	61
3.2 規制標識・啓発標識の設置までの流れ	62
3.3 標準設計の版面サイズ	63
3.4 レイアウト基準	65
あしがき	67
付属資料	68
【付属-1】管理台帳	69

第 5 版の経緯

河川管理上必要な情報提供や河川利用時における安全・安心に資する注意喚起など目的として、九州地方整備局では、「九州川標プロジェクト」を推進しており、平成 21 年 5 月にガイドラインを作成し、その後、平成 22 年 10 月に第 2 版改訂（記名標識、解説標識追加）、平成 24 年 8 月に第 3 版改訂（標準設計追加等）、平成 31 年 3 月に第 4 版改訂（ピクトグラム追加、外国語表記見直し等）を行い、現在の運用に至っているところである。

現在、ガイドラインに従って、各河川で取り組みが進められているところであるが、運用から 10 年を経過し、川の標識の基本的な考え方や標識の指定など重要事項の周知に課題が見られていることから、「伝わりやすさ」及び「活用しやすさ」を観点にガイドラインの構成を見直すこととした。

川標としての定着化に向け、ガイドラインのうち、特に周知が必要な部分を【本編】に、その他を【資料編】に分冊化し、秩序ある情報提供につながることを狙いとしたものである。

第4版との目次の対比

第4版	第5版	
	本編	資料編
まえがき	●	
川の標識の基本理念	●	
1.基本的な考え方	●	
1.1 適用の範囲	●	
1.2 標識の現状と課題	●	
1.3 必要性の確認		●
1.4 管理台帳の整備	●	
1.5 維持管理		●
2.川の標識と種類	●	
2.1 川の標識の分類と種類	●	
2.2 規制標識(禁止標識、注意喚起標識)、啓発標識	●	
2.3 記名標識(河川名称)	●	
2.4 案内標識(キロポスト)	●	
2.5 解説標識(水位危険度レベル標識)	●	
2.6 解説標識(河川水難事故防止)	●	
2.7 解説標識(水門・樋門及び排水ポンプ場)	●	
2.8 解説標識(ダム警報局)	●	
2.9 解説標識(備蓄場・資材置き場)	●	
2.10 工事説明看板	●	
3.標準設計	●	
3.1 標準設計の対象範囲	●	
3.2 規制標識設置までの流れ	●	
3.3 標準設計の版面サイズ	●	
3.4 レイアウト基準	●	
3.5 本体及び取り付け方法		●
3.6 印刷技法		●
3.7 標準仕様		●
3.8 標準設計図集		●
あとがき	●	
付属資料		
【付属-1】 標識の設置高さ		●
【付属-2】 レイアウトの基本的考え方		●
【付属-3】 標識の素材と設置期間		●
【付属-4】 ダム放流の注意喚起標識(例)		●
【付属-5】 既存の標識を使用する場合の注意点		●
【付属-6】 管理台帳	●	

※第5版で、「解説標識(かわまちづくり)」を新規追加

まえがき

河川は地域住民にとって貴重な公共空間であり、散策やスポーツ、水遊び、イベント等に利用され人々の暮らしに安らぎと潤いを与えている。しかしながら河川は、自然空間であることから利用するうえにおいて様々な危険を内在し、増水すれば人々の生命や財産を脅かす存在にもなる。

これまで河川管理者は、利用者の安全・安心に資するように注意喚起などの看板類(以下、「標識」という。)を設置し情報提供してきたが、意図することが必ずしも利用者に伝わらないなどの指摘があった。このため、川の情報の共有化策を検討するために設置した「九州川標識検討会」に諮ったところ、「内容がわかりにくい」、「対象が明確ではない」、「景観を乱している」、「機能性に問題がある」など様々な問題提起がなされ、情報提供の内容の見直しやデザインの統一など秩序を図るべきとの意見を頂いた。

そこで、標識の具体的な改善策を検討するために「九州河川標識検討ワーキング」を設置し、公共サインを専門とする九州大学大学院芸術工学研究院の森田昌嗣教授及び同研究室の助言等を頂きながら課題を分析し、改善策及び基本仕様について検討した。これを「九州川標識検討会」に提示し、平成 21 年 3 月に同検討会から「川の安全・安心情報の共有に向けて」の提言がなされ標識の改善方針が示された。

九州地方整備局では、「九州川標識検討会」がとりまとめた提言書を踏まえ、わかりやすい河川情報を提供する取り組みとして「九州川標プロジェクト」を推進している。本ガイドラインは、同プロジェクトの一環で川の標識を改善するための手引きとして、点検方法や基本仕様等をとりまとめたものである。



このガイドライン等の取組(九州川標プロジェクト)は、2010 年度グッドデザイン賞(ユニット9:社会領域-まちづくり・地域づくり)を受賞した。

川の標識の基本理念

1. 原則として標識は削減する方針とする

河川には多くの「川の標識」が設置されているが、内容がわかりにくいものや、必要性が低下したもの、また、維持管理がされていないものも多く、効果よりも、むしろ景観を乱しているとの指摘がある。このため“一部の住民から要望されたから設置する”という姿勢から脱却し、真に必要な標識かどうか、地域の総意であるかなど、現場状況を踏まえ、その必要性を厳格に判断して、設置の要否を決める。必要性のない標識は在置せず、直ちに撤去する。

また、更新時にも、引き続き設置が必要かどうかを十分に検討し、必要性の低下した標識は存置しない。

2. 安全・安心に関わる標識のデザインは厳格に統一する

学習効果によって利用者が標識を容易に判別できるようにするために、すべての河川の「禁止標識(赤系)」と「注意喚起標識(黄系)」のデザインを厳格に統一し、独自にピクトグラム(図記号)を変更しないこととする。また、ピクトグラムを採用する「啓発標識(緑系)」についても、これに準じる。

ピクトグラムのデータはイントラネットからダウンロードし、改変せずに使用すること。
なお、現場に合ったピクトグラムが無い場合には、河川部と協議して新しいピクトグラムを制作する。

3. 過度に大きな標識サイズにしない

身の安全に係わる重要度と標識サイズの大小に関係性を持たせるとともに、利用者の視距を考慮して標識のサイズを決める(基本サイズ 300×300、400×400)。一方、ダム放流警報標識など、遠方からの判別を求める標識については、大きなサイズを使うことを考慮する。

また、親水広場など、複数のピクトグラムが必要な場合には、ピクトグラムのサイズも含めて表示板の集約化やデザイン、構造等を検討する。なお、その場合は河川部と協議してデザイン等を決める。

4. メッセージの要点を絞り解りやすくする

利用者がメッセージ内容を理解して迅速な行動に移せるようにするために、「どのような行動をとるべきか、どのような行為は禁止なのか」を見出し文として記し、「なぜ、そうなのか」を解説文として記すことを基本とする。

なお、ガイドラインに掲載している見出し文や解説文は、あくまでも文例であるので、現場状況を踏まえて検討する。また、ガイドラインに掲載している文例以外を使用する場合には、河川部と協議して決める。

5. 構造の標準化と木材の採用を進める

「禁止標識(赤系)」と「注意喚起標識(黄系)」の構造や材料は、原則として「標準設計仕様」によるものとする。なお、ピクトグラムを採用する「啓発標識(緑系)」についても、これに準じる。

また、標識の構造材については、従来から採用している金属材に加え、地域資源の活用、景観との調和等の観点から、木材の積極的な活用を図っていく。

6. その他

「記名標識」や「解説標識」、「案内標識」等については、学習効果を期待するための統一化以外にも、景観との調和や地域特性が重要な要素であることから、地域毎または河川毎に緩やかなデザインルールを決めて個別に対処する。また、地域の意見の反映についても十分に検討する。

川の標識を更新または新規に設置する場合は、事務所の川標プロジェクトリーダー(標識担当)を交えて、検討を行うものとする。

1. 基本的な考え方

1.1 適用の範囲

本ガイドラインは、直轄管理区間の河川区域等に設置される標識のうち、河川管理者が設置する標識に適用する。

河川利用者にとってわかりやすく、景観上も調和したものとするためには、標識のデザイン等を可能な限り統一する必要があるため、県や市町村、河川区域の占有者等にも積極的に情報を提供して、標識の更新時等には、本ガイドラインに準じた対応が図られるように調整をすることとする。

1.2 標識の現状と課題

これまで河川管理者は、利用者の安全・安心に資するように、注意喚起や啓発などのために標識を設置し情報を提供してきたが、意図することが必ずしも利用者に伝わらないなど、情報提供の内容や標識のデザイン等に課題がある。

既存標識において改善の余地がある事項を、事例写真を用いて以下に紹介する。

1.2.1 既設標識の現状

- (1) 情報を理解して行動につなげる必要があるが、情報量が多く、わかりにくい。



写真 1-1

- (2) 部外者とは誰を指すのか、どこが、なぜ危険なのかの情報が不足している。



写真 1-2

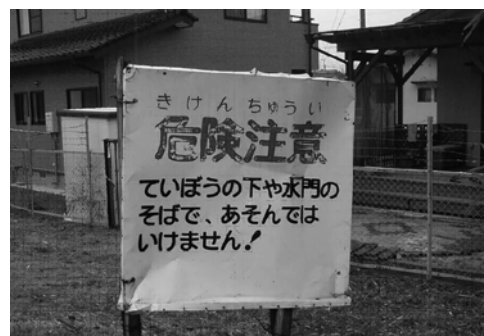


写真 1-3

- (3) 通行禁止なのか通行できるのかが曖昧で紛らわしい。また、縦長の標識なのに横書きで表記されているため読みにくい。



写真 1-4



写真 1-5

- (4) 「水制」などの専門用語は利用者には理解し難い。ひらがなを多用するとかえって読みにくい。



写真 1-6



写真 1-7

- (5) 用語が専門的すぎるほか、情報量が多くわかり難い。利用者にとって本当に必要な標識かどうか検討が必要である。



写真 1-8

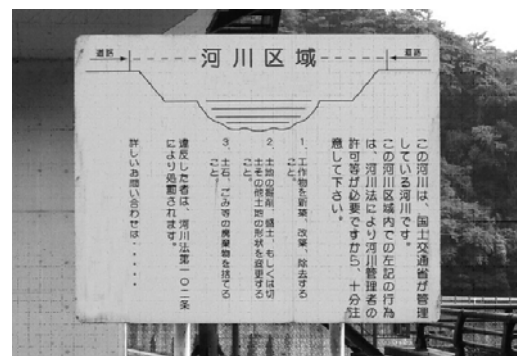


写真 1-9

(6) 地域住民が設置した看板を、長期間にわたり存置していると放置されているように思われる。



写真 1-10



写真 1-11

(7) 破損や汚れ、色落ち、劣化、落書き等によって標識の機能を失っている。このような標識を放置していると、景観や治安が悪いイメージを与える。



写真 1-12

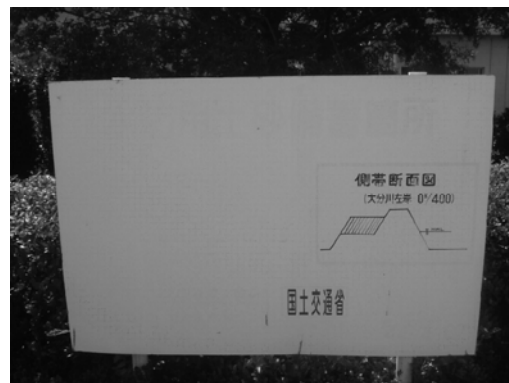


写真 1-13

(8) 理解し難いイラストの使用やイラストを多用することで、大切なメッセージが伝わりにくい。すでに一般に認知されている事柄を標識で示す必要があるかどうかの検討も必要である。



写真 1-14



写真 1-15

- (9) ピクトグラムの色や形、基本レイアウトなどが改変されている例。
ピクトグラムサイズや版面の形は、サインとしての認識を高めるため（学習効果）にも統一化が必要である。



写真 1-16

- ・水色に着色されている。
- ・文字版が規定の大きさでない。



写真 1-17

- ・規定のピクトグラムが改変されている。

1.2.2 課題の整理

現地における既存標識の設置状況や「九州川標識検討会」等の意見を踏まえて整理した既存標識の課題は、下記のとおりである。

■必要性の精査

- ・ 必要性が低下している標識が多数存在する。

■表示

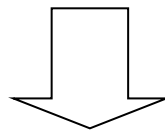
- ・ 標識の基本仕様が定められていないため、統一感がない。
- ・ 専門的な言語を使っているため、内容がわかりにくい。
- ・ 対象者が明確になっていないため、言語表記に秩序がない。
- ・ 重要度によるデザインの差がないため、重要な標識が見分けられない。
- ・ メッセージが簡潔に示されていないため、行動に結びつきにくい。
- ・ イラストが多用されており、重要なメッセージがわかりにくい。

■設置位置

- ・ 設置場所が適切ではないため、標識の機能が十分に果たせていない。

■維持管理

- ・ 落書きや劣化した標識が放置されており、標識の機能が喪失している。



「川の標識の基本理念(P2)」のもと、本ガイドラインにより改善を図って行くものとする。

1.3 管理台帳の整備

標識を適切に維持管理して機能を維持していくために、**管理台帳を整備**する。管理台帳は「**総括表**」と「**個表**」の二種類とする。

総括表は点検を実施した全ての標識を記載（道路標識を除く）するが、個表は、点検後撤去する標識は対象としない。

様式-1

標識管理台帳

宮崎河川国道事務所

No.	河川名	左右岸	距離表	分類	種別	設置者	設置場所	設置日	備考
1	大淀川	右岸	4/650	禁止	立入	国土交通省	谷川樋管	H 2 2 , 3	H21設置
2	大淀川	左岸	10/450	禁止	立入	国土交通省	五十鈴川樋門	H 2 2 , 8	H22設置
3	大淀川	左岸	27/718	禁止	立入	国土交通省	浦之名第二樋管	H 2 2 , 3	H21設置
4	大淀川	左岸	22/370	禁止	立入	国土交通省	尾谷樋管	H 2 2 , 3	H21設置
5	大淀川	左岸	13/650	禁止	立入	国土交通省	内の丸川水門	H 2 3 , 3	H22設置
6	大淀川	右岸	14/550	禁止	立入	国土交通省	納島第二排水樋管	H 2 3 , 3	No5と同デザイン
7	大淀川	左岸	22/000	禁止	立入	国土交通省	五町第一樋管	H 2 3 , 3	No5と同デザイン
8	大淀川	左岸	22/850	禁止	立入	国土交通省	狩野第二排水樋管	H 2 3 , 3	No5と同デザイン
9	大淀川	左岸	25/858	禁止	立入	国土交通省	鶉木樋門	H 2 3 , 3	No5と同デザイン
10	本庄川	右岸	5/685	禁止	立入	国土交通省	榎瀬樋管	H 2 2 , 3	H21設置
11	宮田川	右岸	0/245	禁止	立入	国土交通省	宮田樋管	H 2 2 , 3	H21設置
12	大淀川	右岸	0/000	注意喚起	転落等	国土交通省	高水敷	H 2 2 , 2	撤去
13	大淀川	右岸	0/000	注意喚起	騒音	国土交通省	高水敷	H 2 3 , 4	No12と統合
14	大淀川	左岸	0/000	禁止	立入	土地改良区	〇〇樋管	H 2 2 , 3	
15	大淀川	右岸	0/000	注意喚起	増水等	〇〇電力	堤防天端	H 2 2 , 8	
16	大淀川	左岸	0/000	啓発	マナーアップ	〇〇市	高水敷	H 2 3 , 7	〇〇河川公園
17	大淀川	右岸	0/000	注意喚起	増水等	〇〇県	高水敷	H 2 4 , 1	駐車場(占用)
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									

図 1-1 管理台帳の基本様式

様式-2

宮崎出張所管内

標識管理台帳(個表)

No.	宮崎 一 2	河川名	大淀川	左右岸	左岸	距離標	10k450
分類	禁止	種別等	立入			市町村名	宮崎市
設置者	国土交通省			設置場所	五十鈴川樋門		
設置日	平成 22 年 8 月	存置期間	<input checked="" type="checkbox"/> 限定しない <input type="checkbox"/> 限定する(～H まで)				
材質	アルミニウム			大きさ	ピクトグラム板(0.3m*0.3m), メッセージ板(0.3m*0.3m)		
設置経緯	五十鈴川樋門改築に伴い、設置						
位置図							
写真及び構造図等	<p style="text-align: center;">【設置状況】</p>			<p style="text-align: center;">【構造図】</p>			
備考	材料費:15,000円 工事費: - 円 ※更新時に写真などは入れ替えるのではなく、更新前の写真も残して台帳を作成すること。 (カルテのイメージ)						

図 1-2 管理台帳(個表)の記入例

2. 川の標識と種類

2.1 川の標識の分類と種類

川の標識の分類と種類は、以下に示すとおり、**大きく6分類**とする。

表 2-1 川の標識の分類と種類

分類		内容及び目的	統一の 度合い
規制	禁止	<ul style="list-style-type: none"> 河川敷や施設等への立入禁止を示す標識 ゴルフなどの利用行為の制限を示す標識 河川敷の駐車禁止を示す標識 廃棄物の不法投棄等の禁止を示す標識 等 	◎
	注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> 転落事故を防ぐための注意喚起標識 水難事故を防ぐための注意喚起標識 	◎
啓発		<ul style="list-style-type: none"> ゴミ投棄を抑止するための啓発標識 ペットの糞の後始末などを呼びかける標識 等 	○
記名		<ul style="list-style-type: none"> 河川の名称を示す標識 ポンプ場や水門の名称を示す標識 等 	△
解説		<ul style="list-style-type: none"> 水位危険度を示す標識 歴史や自然を紹介する標識 ポンプ場や水門の役割や機能を示す標識 等 	△
工事用説明看板		<ul style="list-style-type: none"> 工事の目的や内容を示す標識 	◎
案内		<ul style="list-style-type: none"> 親水施設や利便施設等を案内する標識 キロポストを示す標識 等 	△

<凡例>

- ◎ 九州管内でデザインや色彩を統一する。
- 九州管内でできるだけデザインや色彩を統一する。
- △ 流域毎又は地域毎にデザインや色彩を揃えて統一感を持たせる。

2.2 規制標識(禁止標識、注意喚起標識)、啓発標識

学習効果によって利用者が標識を容易に判別できるようにするために、すべての河川の「禁止標識(赤系)」と「注意喚起標識(黄系)」のデザインを厳格に統一し、独自にピクトグラム(図記号)を変更しないこととする。また、ピクトグラムを採用する「啓発標識(緑系)」についても、これに準じる。

なお、現場に合ったピクトグラムが無いなど、新たなピクトグラムが必要な場合は、河川部と協議することとする。

■規制標識・啓発標識デザインの基本コンセプト

- 河川敷は住民の憩いの場であり、過度の規制は安らぎを求める利用目的に反することから、なるべく標識臭さを排除し、瞬時の判断を前提として設計されている交通標識のようなデザインは控え、共感が得られる親しみのあるデザインとする。
- 規制や法令でがんじがらめという印象を与えず、自然に伝達内容が伝わるように工夫し、禁止や規制の表示は最小限にとどめる。
- 啓発標識については、威圧的な「ゴミを捨てるな」の多用より、出来るだけ、「ゴミを持ち帰りましょう」といったマナー表示で、環境保全の行動を促すなど、利用者が同感でき、励まされる情報を提供する。

(1) 基本構成

標識の基本構成は、ピクトグラム板とメッセージ板の組み合わせとする。

- ① 板面については、取替交換や汎用性、デザインを考慮し、ピクトグラム板とメッセージ板の正方形の板面による2枚組を基本とする。
- ② メッセージ板には、行動につながるメッセージを「見出し文」として簡潔に記載し、その下に「見出し文」の理由がわかるように「解説文」を記載する。
- ③ 文字サイズについては、板面の大きさとのバランスで規定しているが、より視認性を高める必要がある場合には、必要に応じて文字サイズを変更することができる。なお、文字の記載は、デザイン性の観点から左詰めとする。
- ④ 子どもを対象とした標識の言語表記については、小学4年生程度が可読できる漢字を使用する。



図 2-1 標識の基本構成

(2) 配色の統一

禁止や注意喚起を目的とする標識については、標識の重要度が見分けられるように「**禁止**」は赤色系、「**注意喚起**」は黄色系に規定する。

啓発標識については、**緑色系**の配色に統一することを原則とする。

なお、ピクトグラムについては、**原則として基本色を使用**するものとする。また、**メッセージ板及び文字についても基本色を使用**するものとする。

禁止

守らなければ重大な事故が発生する可能性がある禁止事項については、明確にその意図が伝わるように赤の斜線によって表現する。

注意喚起

何らかの要因によって危険性が発生する可能性があることを呼び掛ける注意喚起事項については、表示面に黄色を用いる。

啓発

河川敷に比較的多く設置されることになるマナーアップを啓発する標識については表示面を緑にすることによって、景観に配慮しつつ情報の重要度に違いがあることが明確に伝わるようにする。

具体的な色使いについては、景観の邪魔にならないように配慮し、日本の伝統色を使用し基本色を設定する。また、選択肢を用意するために複数の推奨色を設定する。なお、地域において基本とする色が規定されている場合や地域固有の景観との調和が必要な場合など、基本色や推奨色により難しい場合には、地域毎に検討して決定することとする。

基本色や推奨色については、DIC（大日本インキ）の日本の伝統色を採用している。なお、ここで指定した色のCMYK分解については、あくまで目安である。印刷機械や塗料、印刷面の素材等によって発色が異なることから、必ずサンプルを作成し、色見本との整合・確認を行うこととする。

また、サンプルと色見本との整合の確認は、必ず屋外で行う。

①ピクトグラム表示板の色



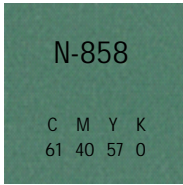


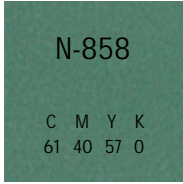

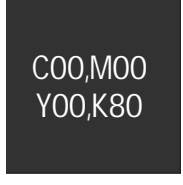

■基本色



図 2-2 禁止、注意喚起及び啓発標識の基本色

※CMYK の割合については参考値であり、必ず屋外にて色見本との整合を確認すること

■基本配色

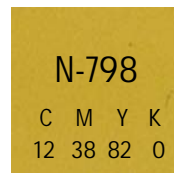
	禁止	注意喚起	啓発
ピクトグラム板	 <p>N-724 C M Y K 6 92 75 0</p> <p>猩々緋(しょうじょうひ)</p>	 <p>N-795 C M Y K 0 36 94 0</p> <p>鬱金色(うこんいろ)</p>	 <p>N-858 C M Y K 61 40 57 0</p> <p>千種鼠(ちぐさねず)</p>
メッセージ板 (ベース色)	 <p>N-957 C M Y K 78 72 68 0</p> <p>石板色</p>	 <p>N-795 C M Y K 0 36 94 0</p> <p>鬱金色(うこんいろ)</p>	 <p>N-858 C M Y K 61 40 57 0</p> <p>千種鼠(ちぐさねず)</p>
メッセージ板 (文字色)	 <p>COO,M00 Y00,k00</p> <p>白色</p>	 <p>COO,M00 Y00,K80</p> <p>灰色(黒 80%)</p>	 <p>COO,M00 Y00,k00</p> <p>白色</p>

地域のニーズ等による基本色の採用が困難な場合には、次の推奨色を採用しても良い。

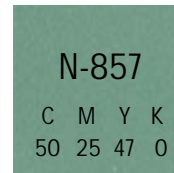
■推奨色



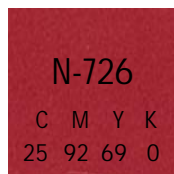
深緋(こきひ)



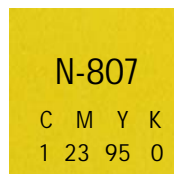
深支子(こきくちなし)



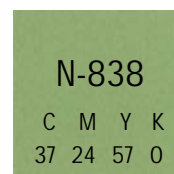
灰緑(はいみどり)



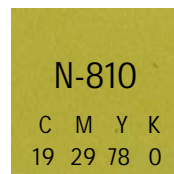
茜色(あかねいろ)



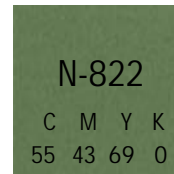
カナリヤ色



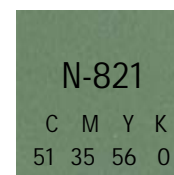
抹茶色(まっちゃいろ)



菜種色(なたねいろ)



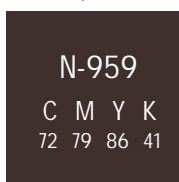
山鳩色(やまばといろ)



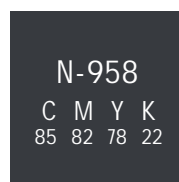
老竹色(おいたけいろ)

図 2-3 禁止、注意喚起及び啓発標識の推奨色

②柱塗装色



皂色(くりいろ)



消炭色(けしずみいろ)

(3) 指定ピクトグラム

言語での理解だけではなく、一目で情報内容がわかるように、統一したピクトグラム(図記号)を採用して情報内容を伝える。ピクトグラムは、規制(禁止・注意喚起)及啓発する行為を示すものである。以下に示す指定ピクトグラムから、該当するものを選択する。なお、ピクトグラムを変更して使用してはいけない。新たなピクトグラムが必要な場合は、河川部と協議することとする。

ピクトグラムについては、統一したピクトグラムの使用による学習効果が期待できることから、そのデザインを修正・改良してはならない。なお、使用を指定するピクトグラムは、P19～P24 のとおりとする。

新たなニーズや改良が必要な場合は、適宜、河川部と協議するものとする。

① 親しみやすい人型のピクトグラムで、共感の得られる行動を示す

言語での理解よりも直接的に分かってもらえるように、共感できる人間の動作で情報内容を伝える。

② 水を基軸とした表現とするために、背景に川を表現する

背景や一部に水面を感じられるような意匠を凝らし、水際であることを情緒的に取り入れることで統一感と、川の独自性を演出する。



図 2-4 ピクトグラムの例

※ピクトグラムは、そのデザインを変更することはできない。ピクトグラムは意匠登録されているものである。

1) 禁止



立入禁止を示す場合に適用



立入禁止を示す場合に適用
(乗り越える以外)



バイク等の走行禁止を示す
場合に適用



水遊びや遊泳禁止を示す場
合に適用



ゴミ焼却等の禁止を示す場
合に適用
(周囲への延焼の恐れ)



ゴミ焼却等の禁止を示す場
合に適用
(煙の発生による迷惑行為)



ゴルフ練習の禁止を示す場
合に適用

※ここで指定しているピクトグラムは、修正・変更を禁止する。
ピクトグラムに関する相談は、河川部まで連絡すること。



駐車禁止を示す場合に適用
(増水による浸水の恐れ)



駐車禁止を示す場合に適用



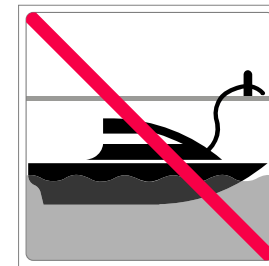
車両侵入禁止を示す場合に
適用



堤防上の駐車禁止を示す際
に適用



堤防上の駐車禁止を示す際
に適用(パラペット)



不法係留禁止を示す場合に
適用

※ここで指定しているピクトグラムは、修正・変更を禁止する。
ピクトグラムに関する相談は、河川部まで連絡すること。



廃棄物の不法投棄の禁止を示す場合に適用



不法投棄以外のゴミ捨て禁止を示す場合に適用



家庭ゴミなどの不法投棄禁止を示す場合に適用



ペットの糞の放置禁止を示す場合に適用



特定外来種(外来種)の放流禁止を示す場合に適用

※ここで指定しているピクトグラムは、修正・変更を禁止する。
ピクトグラムに関する相談は、河川部まで連絡すること。

2) 注意喚起



川への転落注意を促す場合に適用



階段転落注意を促す場合に適用



飛び石を渡る時に注意を促す場合に適用



川への転落注意を促す場合に適用
(水深が深い場合など)



ダム操作に伴う増水注意を促す場合に適用

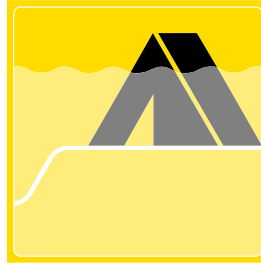


駐車時の増水注意を促す場合に適用

※ここで指定しているピクトグラムは、修正・変更を禁止する。
ピクトグラムに関する相談は、河川部まで連絡すること。



急な増水への注意を促す場合に適用。
(川から早く上がるよう促す)



急な増水への注意を促す場合に適用
(中州に取り残される恐れ)



車両通行の注意を促す場合に適用



車両通行の注意を促す場合に適用



水上バイクの走行注意を促す場合に適用
(騒音による迷惑行為)



夜間の騒音注意を促す場合に適用



川遊びの注意を促す場合に適用

※ここで指定しているピクトグラムは、修正・変更を禁止する。
ピクトグラムに関する相談は、河川部まで連絡すること。

3) 啓発



川に棲む在来生物や生態系の大切さを呼びかける場合に適用
または、外来種等の放流をやめてもらう場合に適用



河川美化やゴミの持ち帰りを
呼びかける場合に適用



買主のマナーアップを呼びか
ける場合に適用

※ここで指定しているピクトグラムは、修正・変更を禁止する。
ピクトグラムに関する相談は、河川部まで連絡すること。

(4) メッセージ板

メッセージ板の文章は、ピクトグラムの意味を変えない範囲で、変更することができる。見出し文には、「利用者に促す行為」を示し、解説文には、「その理由」を示す。

分類	種別	ピクトグラム	見出し文	解説文(例)
禁止	立入		ここには、入ってはいけません	<ul style="list-style-type: none"> ・高いところから落下する恐れがあります ・怪我をする恐れがあります
			関係者以外は、入ってはいけません	<ul style="list-style-type: none"> ・ここは、河川管理施設です
			モトクロスバイクによる走行禁止 バイクの走行禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・バイクの走行が河川敷や土手を傷めます ・まわりの方や利用される方の迷惑になります
	利用		ここでは、水遊びをしてはいけません	<ul style="list-style-type: none"> ・流れが速いため、流される恐れがあります
			河川敷では、ゴミを燃やしてはいけません	<ul style="list-style-type: none"> ・まわりの草に燃え移り、火事になる恐れがあります
			ゴミを燃やしてはいけません	<ul style="list-style-type: none"> ・煙が発生することで、近所の方の迷惑になります
			河川敷では、ゴルフの練習を禁止します	<ul style="list-style-type: none"> ・河川敷を利用される他の方の迷惑になります
車両		河川敷への車の駐車を禁止します	<ul style="list-style-type: none"> ・上流で大雨が降ると川が増水して河川敷が水没します 	
		駐車できません	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両等が通行できなくなります 	
		一般車は入れません	<ul style="list-style-type: none"> ・ここは河川を管理するための通路です 	
		堤防の上は駐停車禁止です	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の道路は、河川や堤防の点検を行ったり、災害時に緊急用道路となるところです 	
		堤防の上は駐車禁止です	<ul style="list-style-type: none"> ・この道路は、河川や堤防の点検を行ったり、災害時に緊急用にも使用します 	

分類	種別	ピクトグラム	見出し文	解説文(例)
禁止	不法係留		船を係留してはいけません	・増水時に土手などを傷め、災害が発生する恐れがあります
	不法投棄		河川敷に廃棄物を捨ててはいけません	・廃棄物の投棄は、法律または条例で厳しく罰せられます
				(廃棄物の投棄は、法律または条例で罰せられる場合があります)
				※不法投棄の状況に応じ採用する
		ペットのフンの処理は、飼い主の責任です	・ペットのフンを放置すると軽犯罪法または条例で罰せられます	
		外来種の放流はやめてください 特定外来種の放流禁止	・生態系がこわれますので外来種を放流しないでください ・特定外来種の放流は、法律で禁止されています	

分類	種別	ピクトグラム	見出し文	解説文(例)
注意喚起	転落等		川に落ちないように気をつけよう	・このあたりは、すべりやすいので注意が必要です
			足元に注意しよう	・階段に急な箇所があります ・この先に急な段差があります
			足下に注意して渡ろう	・飛び石の上がすべることがあります
			川に落ちないように気をつけよう	・このあたりの川は、水深が深くなっています
	増水等		サイレンが鳴ったら川からあがろう	・サイレンはダムから水を流す合図です 川の水が増えます 時間がたってから水が増えることもあります
			駐車時の増水には注意が必要です	・上流で大雨が降ると川が増水して河川敷が水没します
			雨が降ったら、川からあがろう	・上流で雨が降ると急に増水します ・急な増水で川の中に取り残される恐れがあります
	車両通行		走行には注意しよう	・ここは、河川を管理するための通路のため、狭い箇所があります ・ここは、河川を管理する通路のため、デコボコがあります
	騒音		川を利用するときは周りの方の迷惑にならないようにしよう	・エンジン音や無謀な運転行為がまわりに住んでいる方の迷惑になります
			夜間は静かにしよう	・近隣住民の方の迷惑になります
	遊泳		川に入るときは気をつけましょう	・川底がすべりやすい箇所や、水深が深い箇所、流れが速い箇所などがあります
啓発	マナーアップ		川を大切に	・生物がすみやすい川をまもるために外部からの放流はご遠慮ください
			川をまもりましょう	・川に飼育していた生物を放す行為はマナー違反です
			KEEP CLEAN 川をきれいに	・自然を大切に、ごみは持ち帰りましょう
			KEEP CLEAN 川をきれいに	・ペットのフンの処理は、飼い主の責任です

(5) フォント

メッセージ板のフォントについては、HGP ゴシック体を使用する。

区分	書体	備考
見出し文	HGP 創英角ゴシック UB	印刷やデザイン等で一般的に使用されているフォントである。
解説文	HGP ゴシック M	
管理者名	HGP ゴシック E	

※ただし、校正時、印刷時は、基本的にアウトライン化(図化)しておくこととする。

■見出し文:HGP 創英角ゴシック UB

雨が降ったら川から上がろう

KEEP CLEEN 川をきれいに

1234567890

■解説文:HGP ゴシック M

雨が降ったら川から上がろう

ABCDEFGHIJK abcdefghijk

1234567890

■管理者名:HGP ゴシック E

国土交通省

ABCDEFGHIJK abcdefghijk

1234567890

2.3 記名標識(河川名称)

河川名称を示す記名標識については、下記の基本構成を参考とし、**流域毎または河川毎にデザインや色彩を揃えて統一感を持たせる。**

(1) 基本構成

記名標識の標識形状は、**縦型と横型の両方を採用**できるものとし、**河川の規模や地域特性に応じて選定**するものとする。また、**記名標識の大きさは、視点場や設置場所の特性、川幅等に応じて適切に視認できるサイズ**とする。

標識の形状は、設置する場所の特性（景観、地域との関わり等）や設置スペースの関係から一律に統一することは難しいため、状況に応じた形状とする。

なお、水系名や管理者名、河口からの距離は必要に応じて記載するものとし、必須とはしない。

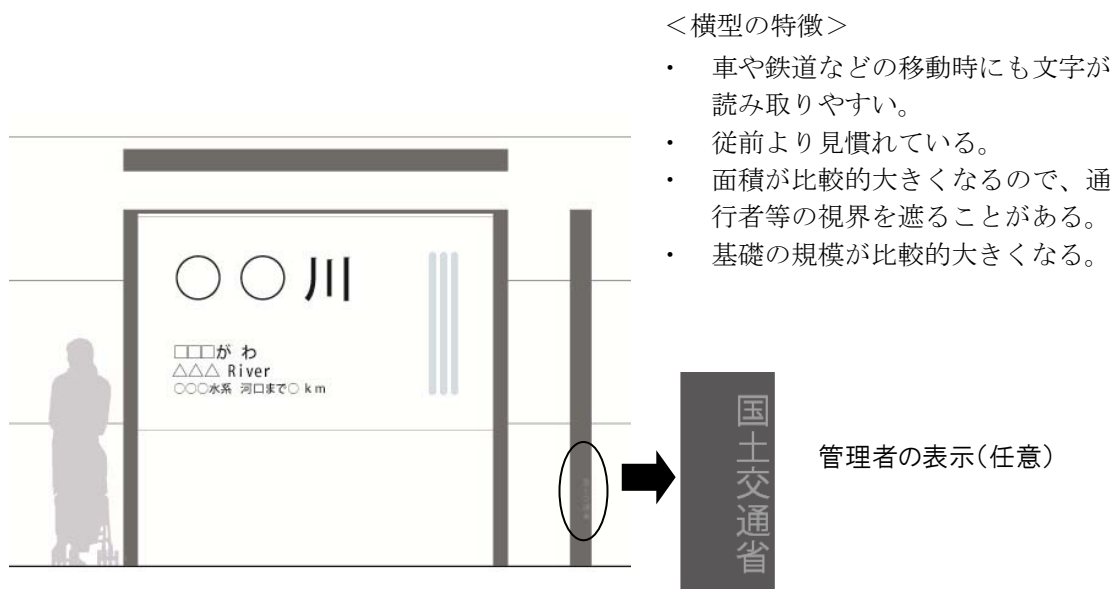
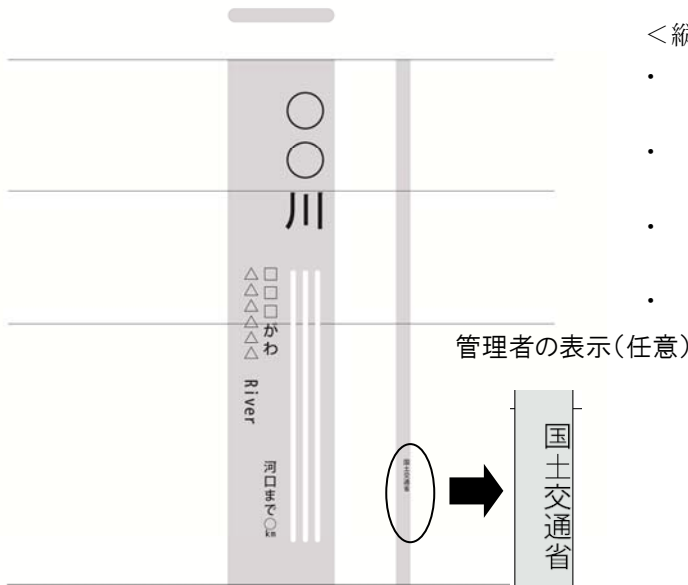


図 2-5 記名標識の参考例(横型)



<縦型の特徴>

- ・ 面積が狭く、視界を遮らないので風景の阻害となりにくい
- ・ 日本らしい雰囲気を出しやすい。(漢字が美しく表現できる縦書き)
- ・ 車や鉄道などの移動時に文字が読み取りにくい。
- ・ 基礎の規模が比較的小さくなる。



縦書き標識の設置例（日田市）

図 2-6 記名標識の参考例(縦型)

・横型



※既設標識の張り替え事例



※パラペットへの取り付け事例

・縦型



図 2-7 記名標識の設置例(筑後川、川内川、白川、菊池川)

(2) 表記方法

河川名の表記は、**漢字表記、ひらがな表記、ローマ字(ヘボン式)+英語表記の3種類**で記載するものとし、英語表記はヘボン式表記とする。

表 2-2 記名標識の表記方法例

河川名称	漢字表記	かな表記	ローマ字+英語表記	備考
遠賀川	遠賀川	おんががわ	Onga River	置換方式
筑後川	筑後川	ちくごがわ	Chikugo River	置換方式
矢部川	矢部川	やべがわ	Yabe River	置換方式
松浦川	松浦川	まつうらがわ	Matsuura River	置換方式
六角川	六角川	ろっかくがわ	Rokkaku River	置換方式
嘉瀬川	嘉瀬川	かせがわ	Kase River	置換方式
本明川	本明川	ほんみょうがわ	Hommyo River	置換方式
山国川	山国川	やまくにがわ	Yamakuni River	置換方式
大分川	大分川	おおいたがわ	Oita River	置換方式
大野川	大野川	おおのがわ	Ono River	置換方式
番匠川	番匠川	ばんじょうがわ	Banjo River	置換方式
菊池川	菊池川	きくちがわ	Kikuchi River	置換方式
緑川	緑川	みどりかわ	Midorikawa River	追加方式
白川	白川	しらかわ	Shirakawa River	追加方式
球磨川	球磨川	くまがわ	Kuma River	置換方式
五ヶ瀬川	五ヶ瀬川	ごかせがわ	Gokase River	置換方式
大淀川	大淀川	おおよどがわ	Oyodo River	置換方式
小丸川	小丸川	おまるがわ	Omaru River	置換方式
川内川	川内川	せんだいがわ	Sendai River	置換方式
肝属川	肝属川	きもつきがわ	Kimotsuki River	置換方式

※追加方式は、表音のローマ字表記に地形や種別を表す英語を追加する。

置換方式は、表音のローマ字表記のうち、地形や種別を表す部分に対応する英語に置き換える

<英語表記例>

- 一 固有名詞的部分の読みが1音拍の場合(追加方式)
例:日川(ひかわ)Hikawa River、鷓川(むかわ)Mukawa River
- 二 固有名詞的部分の読みが2音拍で漢字1文字の場合(追加方式)
例:黒川(くろかわ)Kurokawa River、広川(ひろかわ)Hirokawa River
- 三 (略)
- 四 固有名詞的部分の読みが2音拍で漢字1文字でない場合(漢字2文字、平仮名2文字、片仮名2文字)の場合(置換方式)
例:嘉瀬川(かせがわ)Kase River、球磨川(くまがわ)Kuma River
- 五 固有名詞的部分の読みが3音拍以上の場合(置換方式)
例:筑後川(ちくごがわ)Chikugo River、山国川(やまくにがわ)Yamakuni River
また、地名全体が一体のものとして通用しており、置換方式による英語表記を元の日本語の地名に変換することが困難と考えられる場合(追加方式)
例:東西南北などの方位を表す語は地形を表す語と結びつきが強いので追加方式。
南川(みなみがわ)Minamigawa River、
緑川(みどりかわ)Midorikawa River(熊本県上益城郡山都町緑川)

※表記例は、平成28年3月31日付で一部改正(国土交通省告示第565号)された「作業規程の準則」付録8「多言語表記による図式」の付属資料「地名等の英語表記基準」を基本としている。

<ヘボン式ローマ字の注意事項>

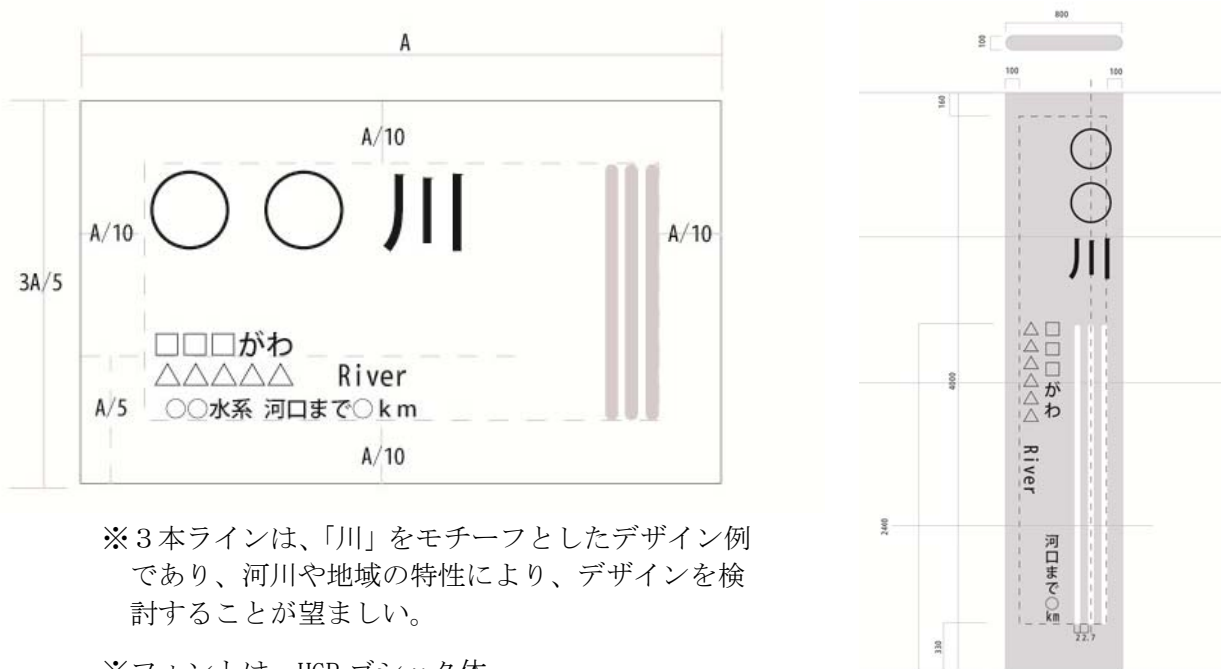
- ※発音 ヘボン式ではb・m・pの前にnの代わりにmをおく。
Namba → 難波(なんば)、Homma → 本間(ほんま)、Sampei → 三瓶(さんべい)
- ※促音 子音を重ねて示す。
Hattori → 服部(はっとり)、Kikkawa → 吉川(きっかわ)
ただし、チ(CHI)、チャ(CHA)、チュ(CHU)、チョ(CHO)音に限り、その前に「t」を加える。
Hotchi → 発地(ほっち)、Hatcho → 八町(はっちょう)
- ※長音 長音(ー)に対するローマ字は不要です。(前の母音で代用されます)
ノリツ → Noritsu、太郎 → Taro(たろう)、大阪 → Osaka(おおさか)
大野 → Ono(おおの) 遠山 → Toyama(とやま)
- ※その他 「ウウ」の発音になる文字は「u」一文字で表す。
雄治 → Yuji(ゆうじ) 東宮 → Togu(とうぐう)
- ※間違いやすいヘボン式ローマ字
「し」→「shi」、「ち」→「chi」、「つ」→「tsu」、「ぢ」→「ji」、「づ」→「zu」、「じゅ」→「ju」、
「じ」→「ji」、「ず」→「zu」、「しょ」→「sho」、「ちゅ」→「chu」、「ちよ」→「cho」、「ふ」→「fu」等

(3) 書体と文字サイズ

記名標識における文字の書体は、HGP ゴシック体とする。また、文字サイズは標識の形状・大きさととのバランスにより設定することとする。文字の最低限度の視認性を確保する点から、対象者が車両(車、電車など)で移動する場合に限り、表 2-3 に示す値を目安とする。

表 2-3 記名標識の文字サイズ (目安値):対象者が車両の場合

項目	文字サイズの目安	備考
河川名	漢字	30cm 以上
	平仮名	漢字の 1/3 程度を目安とするが、場所の特性や対象を考慮して決定する。
	ローマ字	漢字の 1/3 程度を目安とするが、場所の特性や対象を考慮して決定する。
水系名	漢字の 1/4 程度を目安とするが、場所の特性や対象を考慮して決定する。	必要に応じて記載
距離標	漢字の 1/4 程度を目安とするが、場所の特性や対象を考慮して決定する。	必要に応じて記載
管理者名	漢字の 1/4 程度を目安とするが、場所の特性や対象を考慮して決定する。	必要に応じて記載



※3本ラインは、「川」をモチーフとしたデザイン例であり、河川や地域の特性により、デザインを検討することが望ましい。

※フォントは、HGP ゴシック体。

図 2-8 記名標識(河川名称)の文字サイズと割付け例

(4) 設置場所

記名標識は、主に周辺住民以外の不特定多数の人(来訪者、観光客等)を対象として、河川名称を周知するために設置されることが多く、従前では、橋梁の脇や観光地などで人目に付きやすい動線上などに設置されている。今後も、改築又は新設する記名標識について、橋梁の脇や観光地などで人目に付きやすい動線上などに設置する。

上記の考え方を踏まえ、図 2-9 に示すような場所に設置することとする。

なお、図 2-9 に示す場所以外でも、歩行者を対象とする場合や地域のニーズ等を考慮して、適宜設置することができることとする。

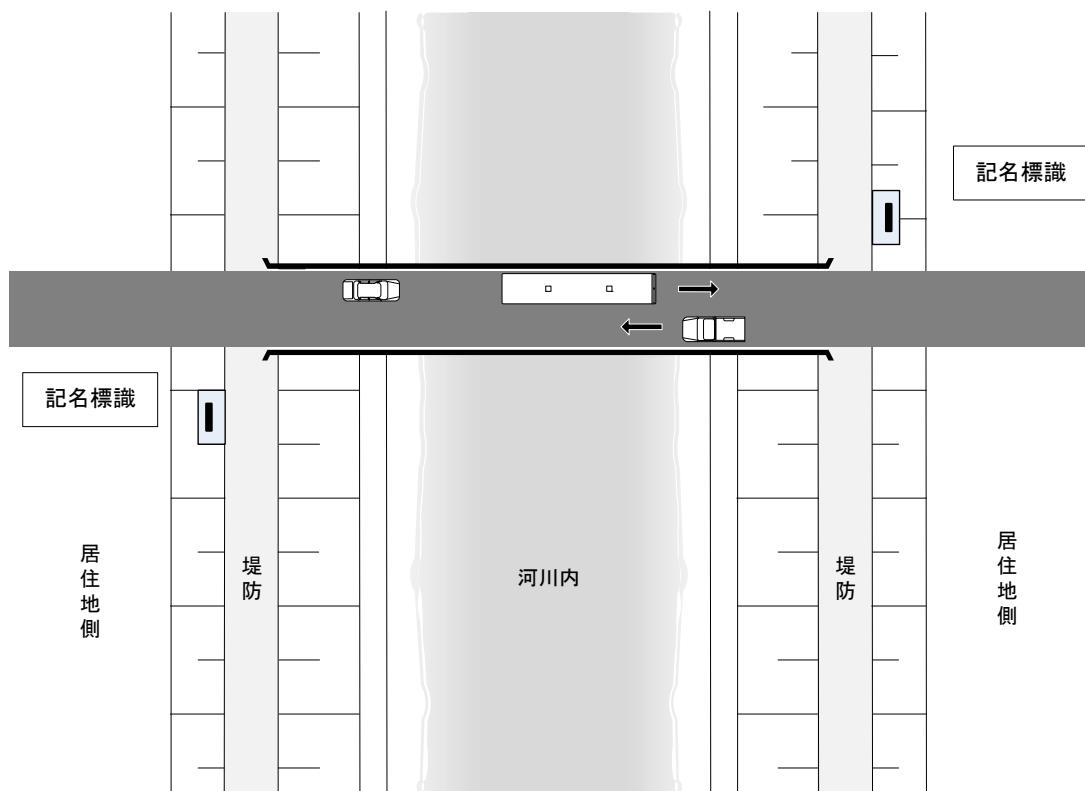
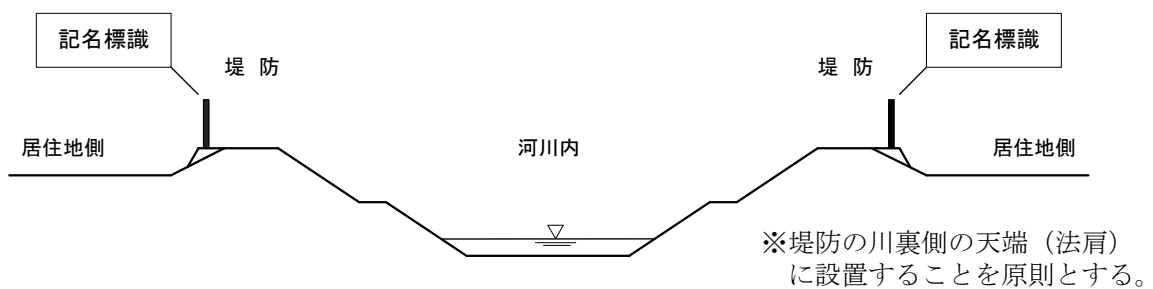


図 2-9 記名標識(河川名称)の設置場所

※車輛の進行方向に向かって左側の橋梁脇に設置することを原則とする。

2.4 解説標識(水位危険度レベル標識)

(1) 水位レベルの表記方法と配色

水位レベルの表記方法(用語、説明文)と配色は、表 2-4 に示すものを基本とする。

表 2-4 水位レベルの用語と配色

水位レベル	レベルの説明文例	配色
レベル 4 (はん濫危険水位)	はん濫の恐れがあります。	赤色
レベル 3 (避難判断水位)	避難行動をとる目安です。	橙色 (オレンジ)
レベル 2 (はん濫注意水位)	避難行動の準備をする目安です。	黄色
レベル 1 (水防団待機水位)	川の水位情報に注意して下さい。	白色

注. 河川によっては、レベル間が近く水位レベルの移行時間が短い場合もあるため、背後地の状況に応じて一部を省略・統合して表記するなど、適宜対応する必要がある。



図 2-10 橋脚に表示する場合のデザイン例

橋脚に表示する場合には、景観を阻害しないように注意する。

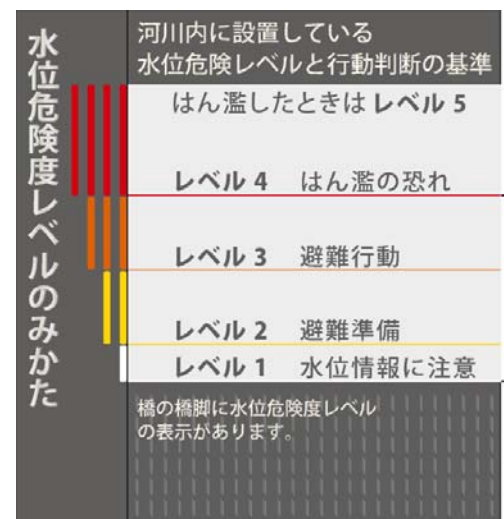


図 2-11 水位危険度解説のデザイン例

注意事項

- レベル毎の色づかいを統一する。
- 標識の見方が分かるように解説標識を併設する。
- 人目につきやすい場所につける。

設置の考え方

- ・ 河川管理や水防活動上必要な箇所。また、住民の判断基準となる等の箇所（視認が容易、人目につきやすく地元住民が確認しやすい）とする。
- ・ 設置する際は、周囲の景観に配慮し、周辺地域住民を含めた設置検討を十分に行う。



本明川の事例



河川監視カメラでの映像

図 2-12 水位危険度標識の設置例(本明川)



本明川の設置事例



解説板の事例

図 2-13 水位危険度解説の設置例

2.5 解説標識(河川水難事故防止)

河川水難事故防止啓発のための標識は、「注意喚起標識」だけでは伝えにくい場合もあるので、そのような場合には、下記を参考として「解説標識」を併設する。



図 2-14 解説標識(河川水難事故防止について)のデザイン例

注意事項

- 河川内には、「注意喚起標識」のみを設置し、「解説標識」は河川沿いの公園や河川への入口に設置する。
- 設置に当たっては、周辺の景観に配慮する。
- 設置にあたっては、必要性を十分に吟味し、やみくもに設置しないこととする。

2.6 解説標識(かわまちづくり)

かわまちづくり支援制度により創出された拠点を紹介する標識については、下記の考え方や設置箇所、記載事項等を基本とする。

(1) 設置の目的

解説標識(かわまちづくり)の標識は、かわまちづくり支援制度により水辺空間にその地域特有の資源を活用して行われている地域活動があること周知し、活動をより一層盛り上げるために設置するものである。。

(2) 基本的な考え方

解説標識(かわまちづくり)の標識は、かわまちづくり活動の周知とより一層の充実をはかることを目的としているため、規制や啓発、案内などの一般的な標識よりも標識と人々の近づきやすさの向上をはかるため休憩機能を備えたものとして整備することを推奨する。また、多くの人々が本標識に関わりたいと感じさせる視覚的な印象を考慮することも重要な事項といえるため、検討に際してはまちづくり活動実施者らの協議により十分に議論が行われることが望ましい。

設置に際しては、多様な環境的条件が想定されることから一律に統一した形状を決定することは難しいため状況に応じた形状の検討を行う。検討に際しては以下の条件を満たしていることが望ましい(イメージ事例参照)。

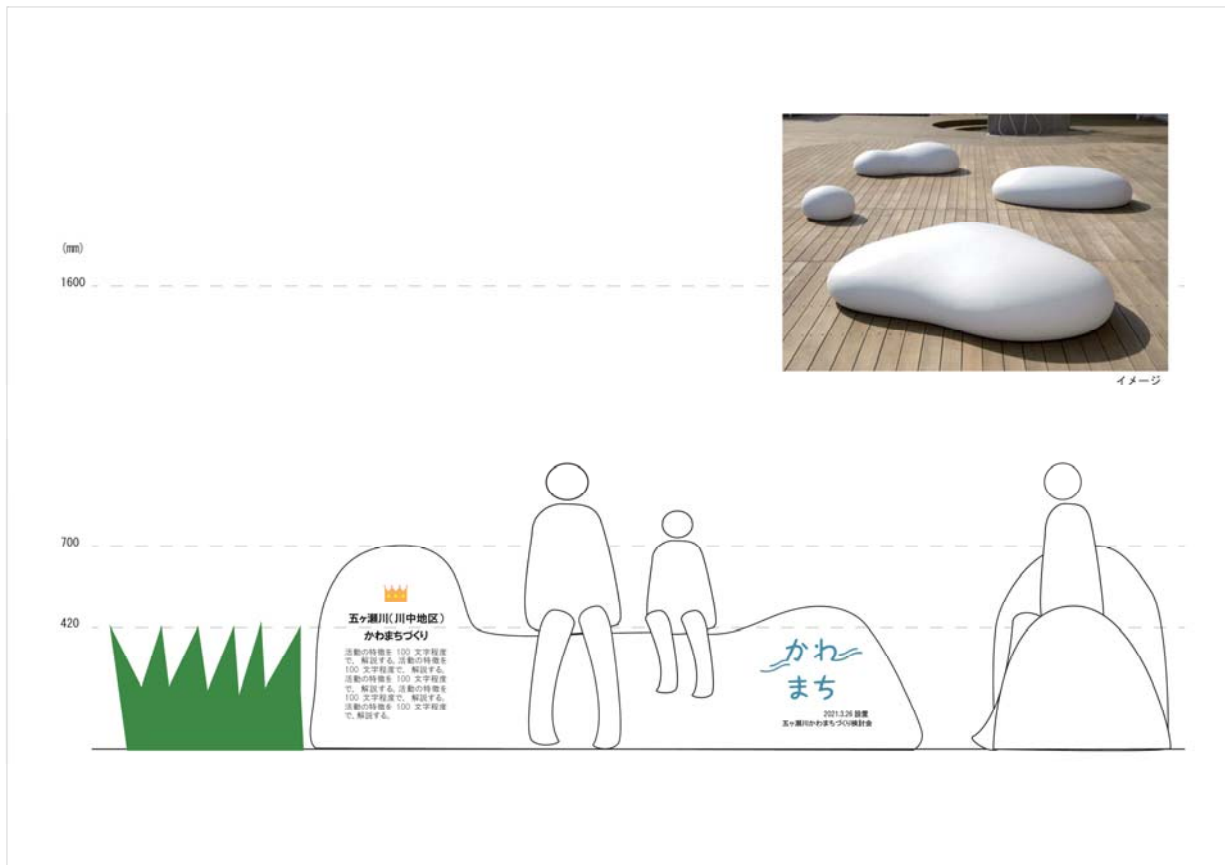


図 2-15 解説標識(かわまちづくり)のイメージ事例

形状の条件

- 標識の最も高い位置が H1500mm を越えないものとし、休憩を促す座面の高さは H400－420mm とする。
- 複数名が休憩できることを想定したものとする。
- 既存のキャラクターや地域の特産品等の形状をそのまま用いることは避ける。
- 周辺の景観との調和を考慮し、地域のもつ各景観的特徴に十分配慮する。

標識の素材

- 石材、モルタル、コンクリート等のある程度の耐久性が期待できるものを推奨する。

(3) 記載事項

解説標識(かわまちづくり)には、以下の事項を記載することを基本とし、標識形状に応じて付加的な情報の記載も行えるものとする。

また、使用フォントは、規制啓発標識(28 ページ)の見出し文、解説文、管理者名と同じとし、フォントのサイズも規制啓発標識(63 ページ)と同じとする。付加的な情報を追加する場合も前述に従うものとする。

印刷技法についても、規制啓発標識(資料編 11 ページ)を基本とする。

標識への記載事項

- ・ 活動名(地区・地域名含む)
- ・ 活動紹介文(100文字程度)
- ・ 設置日および設置者(管理者)名

(4) 設置個所

設置個所の選定においては、以下の条件を考慮のうえ、かわまちづくり活動実施者らとの協議により決定することが望ましい。

設置個所の条件

- かわまちづくり活動の拠点と言える環境整備等が行われた個所である。
- 人々の往来が活発である。
- 基本的な動線を確保のうえ、人々が一時的に立ち止まり親水・滞留することができる最低限のスペースがある。

(4) ロゴマーク

かわまちづくり活動を表現する手段として、「かわまちづくりロゴマーク」があり、さまざまなシーンで当ロゴマークを用いることで、かわまちづくりの活動を印象づけることができる。

利用の際は、下記の利用マニュアルを参考とする。



川まちづくりロゴマーク

利用マニュアル

2021.2.25

INTRODUCTION

かわまちまちづくり支援制度は、水辺にあるその地域特有の資源を使い、新たな価値を生み出すまちづくりを支援する制度である。地域の人々が、協力しあい水辺から始まるまちづくり活動を実践している現状を、より多くの人々に向け発信することは、さらなる水辺空間の充実とまちづくり活動の活発化に通じることが期待できる。そこで、かわまちづくり活動をわかりやすく表現する手段の一つとしてロゴマークの制作を行った。さまざまなシーンで、視覚的に簡潔に表現されたロゴマークを用いることで、詳細な説明がなくとも記憶に残るものとしてかわまちづくり活動を印象づけることができると考えている。

CONCEPT

■ マーク形状について

かわまちづくり活動は、通称「かわまち」として多くの人々に親しまれている。本ロゴマーク制作においては、多くの人々に親しまれているこの略語である「かわまち」をロゴマークのベースとして検討した。通常かわまちづくり活動が活発に行われている一級河川は、複数県をまたぐ長距離のことが多い。したがって、かわまちづくり活動自体も同一河川であっても、その土地特有の資源を活かしたさまざまな取り組みが流域ごとに行われている。長い河川の上流から河口までのそこかしこの流域で活発にかわまちづくり活動が今後も実践されていくことが、河川流域全体を活性化するためには欠かせないと言えることから、ベースとする「かわまち」が川の流れに沿って上流から河口までを流れていく様子を表現し、河川全体でかわまち活動が活発化する様子をロゴマーク化した。

■ 色彩について

一般的に河川に定着している色彩イメージが、青であることを考慮し青系とすることを基本に検討を行った。かわまちづくり活動は、多くの人々の地域や河川に対する思いやり、関係者同士の助け合いにより成立しているため、これらの優しい人々の気持ちを伝える必要があると考え、やわらかく親しみやすい印象を与えるため明度・彩度を抑えた水色に設定した。

九州大学大学院芸術工学研究院
准教授・曾我部春香

ORIGINAL



■ C:66%,M:19,Y:15%,K:13%
□ BK:0%

VARIATION



VARIATION



MONOCHROME

かわ
まち

かわまち

かわ
まち

■ BK:100%

MONOCHROME



STICKER TYPE



詳細規定

■使用できる最小サイズ

a=10mm

b=25mm



禁止事項



いかなる変形もしない!



色を変更しない!



デザインを変更しない!

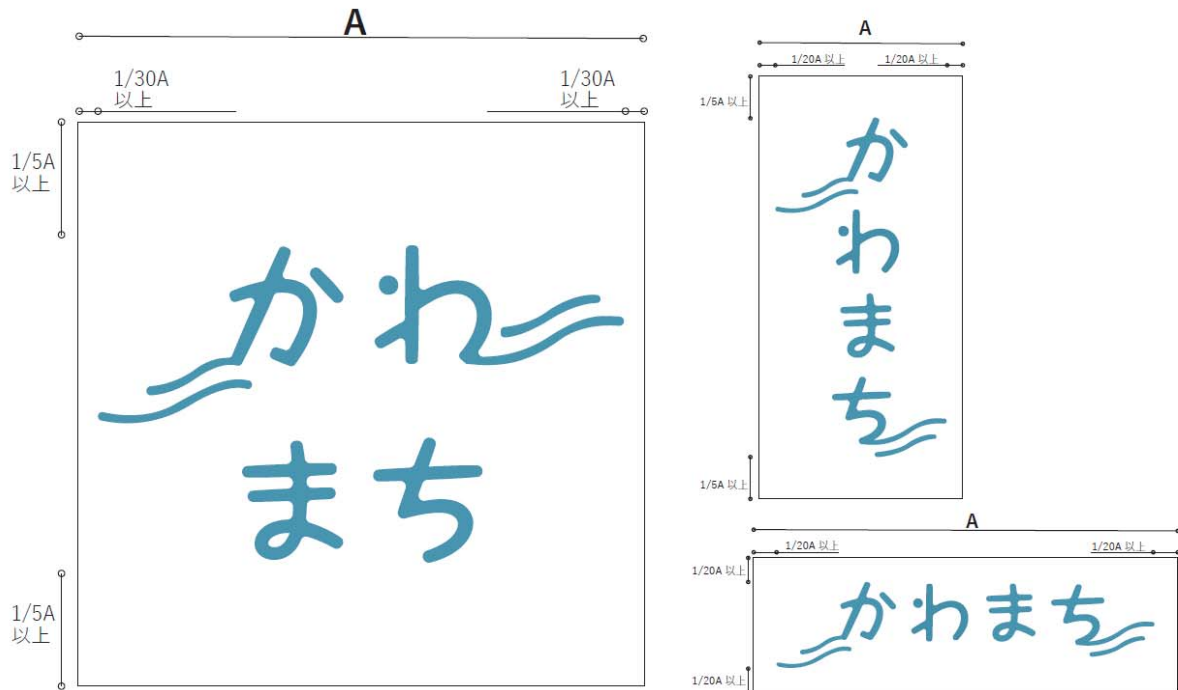


他のものを上に置かない!

使用例

- 背景に写真や指定色以外のカラーや図柄等がありアイソレーションエリアを確保したい場合は、以下のルールを守るようにしてください。

アイソレーション(隔離)規定ロゴマークの周りには、以下に示す数値以外の余白を空けてください。



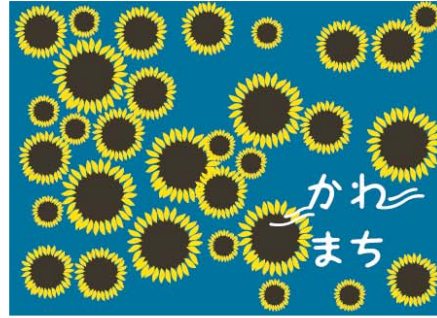
使用例／アイソレーションエリアに指定色以外の色や画像等を入れてはいけません。

ロゴ以外のものは入れないでください。



使用例

- 背景に写真や指定色以外のカラーや図柄等がある場合は、下記の使用例のように白抜きロゴマークを使用することができます。



好ましくない使用例

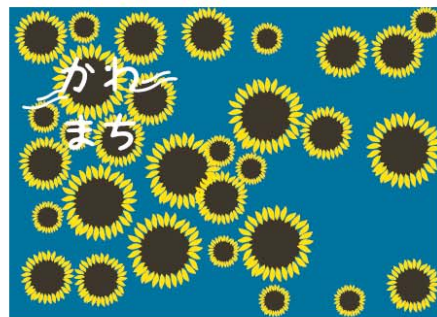
指定色以外の色の使用



アイソレーションエリアを狭める使用



ロゴが見えにくい状態での白抜きロゴマークの使用



イラスト等でロゴマークを隠す使用

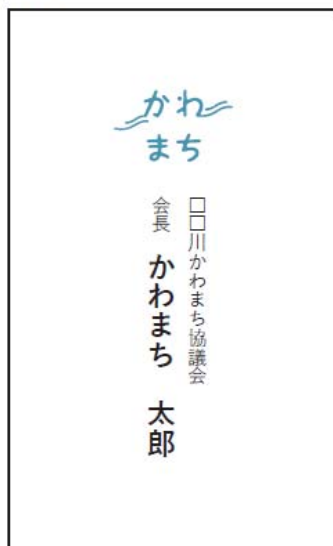


使用例

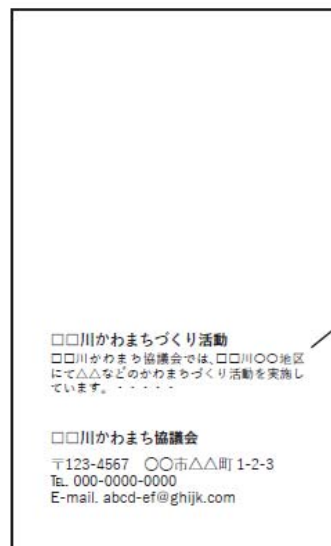
■名刺例



おもて

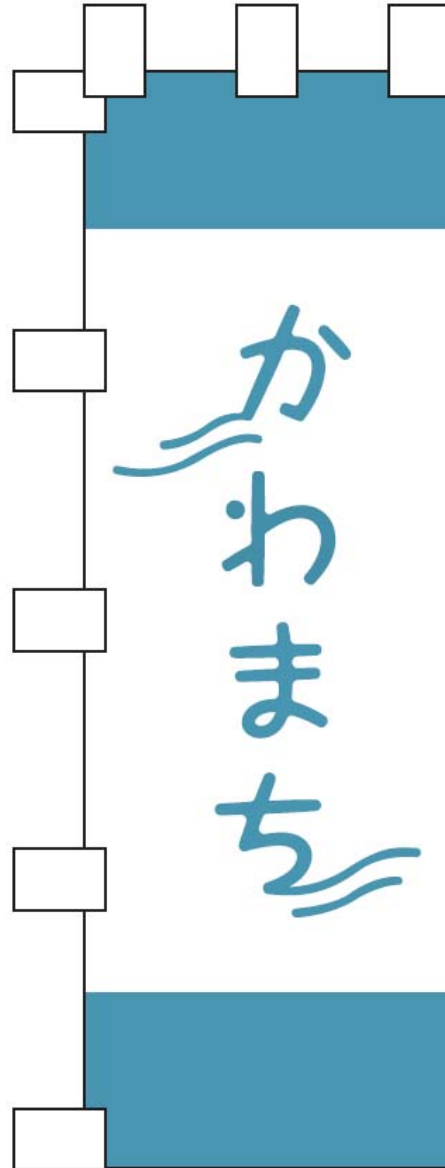
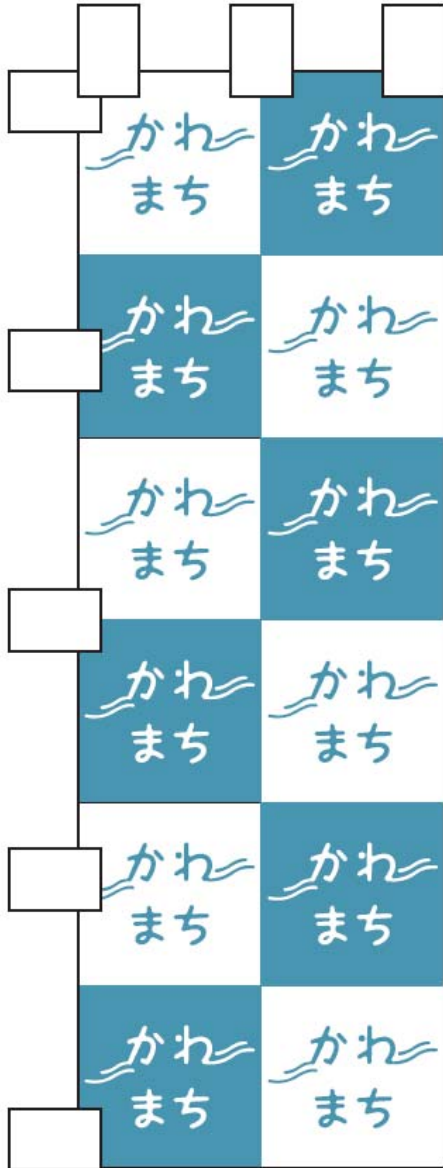


うら



使用例

■のぼり例



使用例

■てぬぐい例



■タオル例



使用例

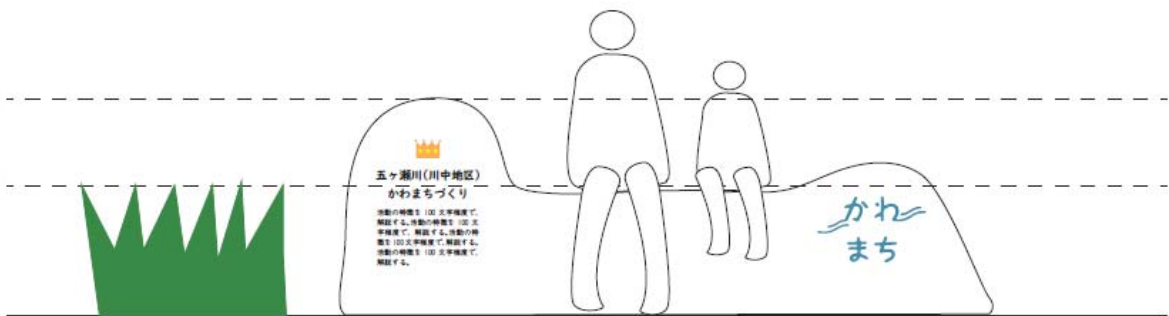
■ 標識

(mm)

1600

700

420



2.7 解説標識(水門・樋門及び排水ポンプ場)

河川管理施設(水門・樋門、排水ポンプ場など)に設置する標識は、下記を参考とする。

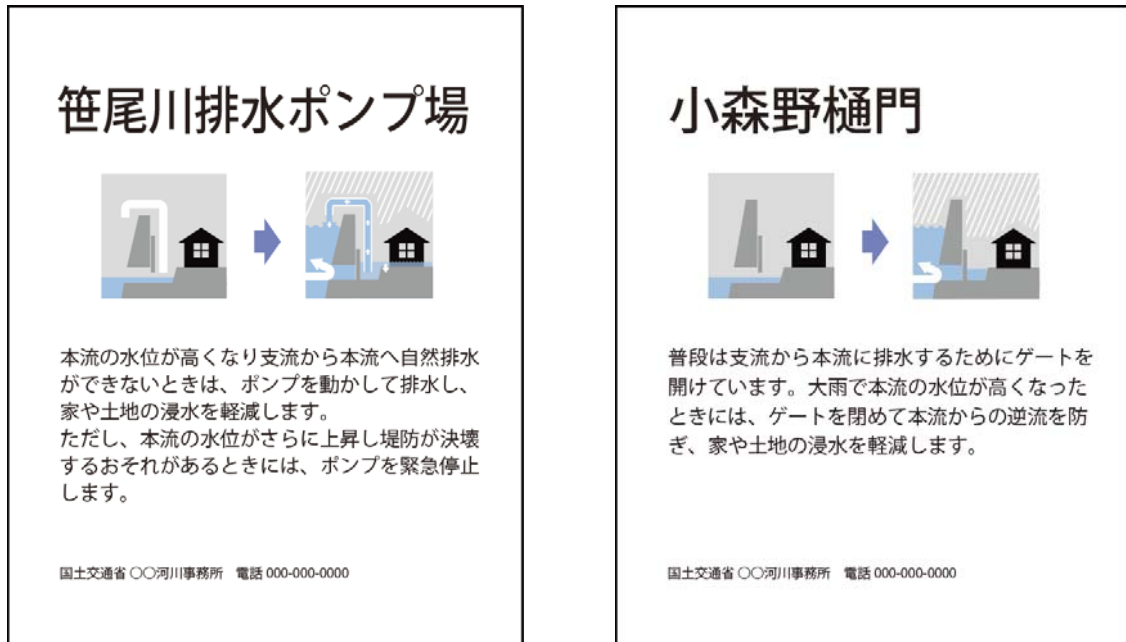
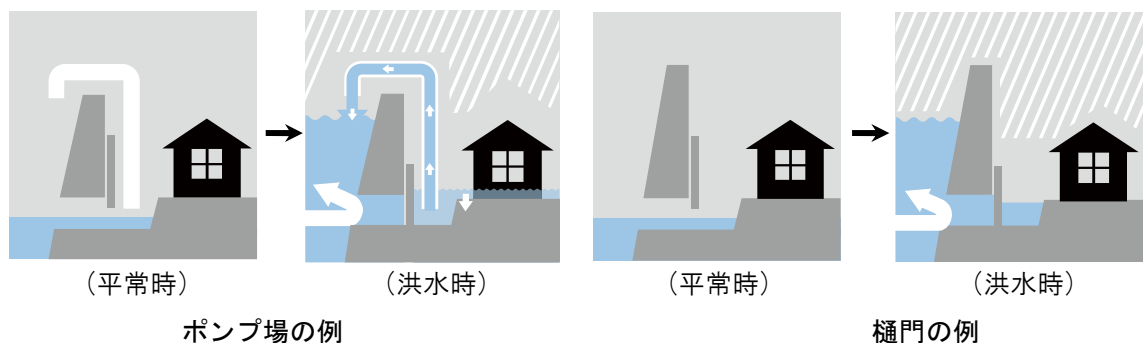


図 2-16 解説標識(河川管理施設)のデザイン例

注意事項

- 河川管理施設は、一般の人には馴染みが薄い。このため、2種類のピクトグラムを採用して平常時、及び洪水時における施設の動作を直感的にイメージ出来るよう配慮する。



- ポンプは緊急停止することがあること、樋門は完全に被害を防止するのではなく被害を軽減するものであることを必ず記載する。
- 設置にあたっては、必要性を十分に吟味し、やみくもに設置しないこととする。

2.8 解説標識(ダム警報局)

ダム放流の「注意喚起標識」に加えて、必要ならばダム警報局周辺には下記の解説標識を設置するものとする。

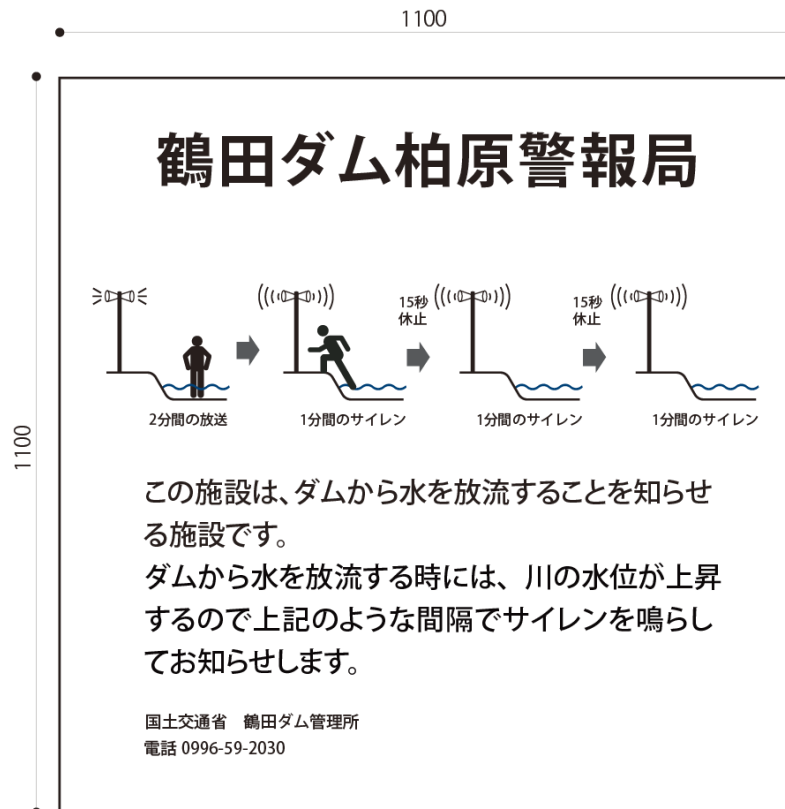


図 2-17 ダム警報局に設置する標識のデザイン例

注意事項

- 局舎の敷地周辺に設置するもので、禁止、注意喚起の標識のように河川内に設置するものではない。(河川利用者に対して注意喚起する標識については、規制標識を参照すること。)
- 設置にあたっては、必要性を十分に吟味し、やみくもに設置しないこととする。

2.9 解説標識(備蓄場:資材置き場)

地域住民に災害時の資材置き場を知らせるために、周辺に下記の解説標識を設置するものとする。

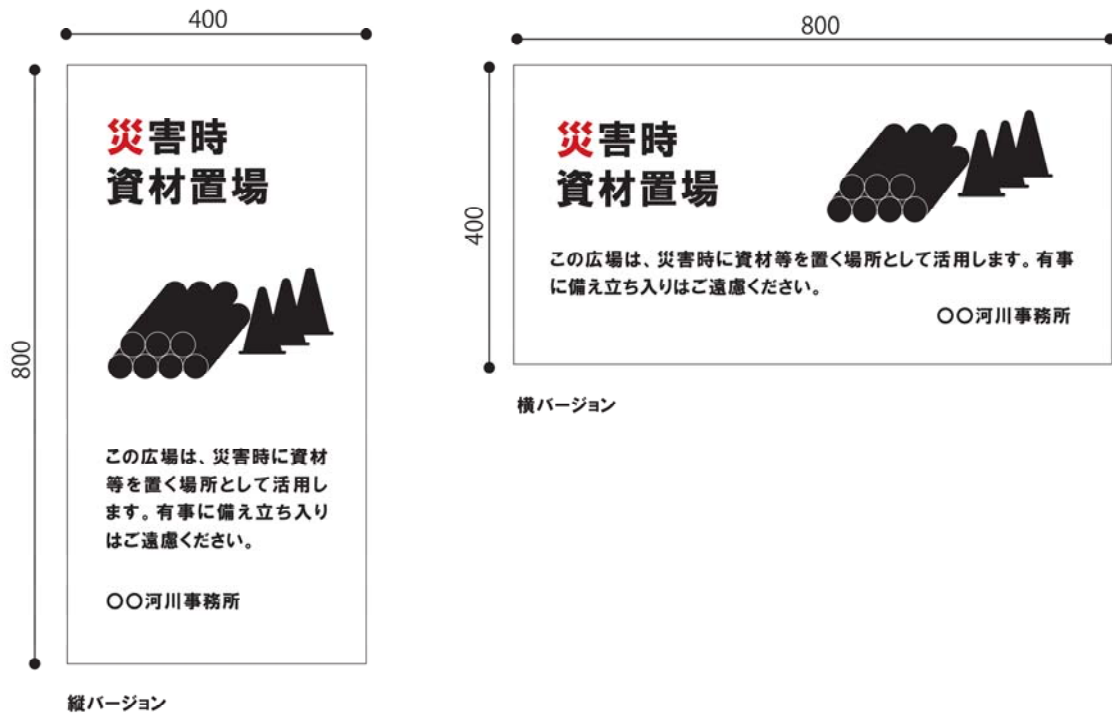


図 2-18 備蓄場:資材置き場の標識のデザイン例

デザインの考え方

- ・ 資材置き場を知らせる標識は、マナー啓発標識とは異なる意味合いを持つ。
- ・ 既存のルールに則れば、解説標識(水門・樋門やダム警報局等)に分類されるが、それらの標識ほどの大きさは必要ない標識であることから、マナー標識類と同程度のサイズ感で、解説標識のレイアウトルールを踏襲するような標識。
- ・ すべて黒文字でもよいが、災の漢字のみ禁止標識の斜線と同じ赤色を用いることで少しの視認性向上とダメ!とされているなどといった雰囲気を持った文字色としている。

2.10 工事中説明看板

地域住民に工事の内容や目的を的確に伝えるために、工事中説明看板の基本仕様を規定する。

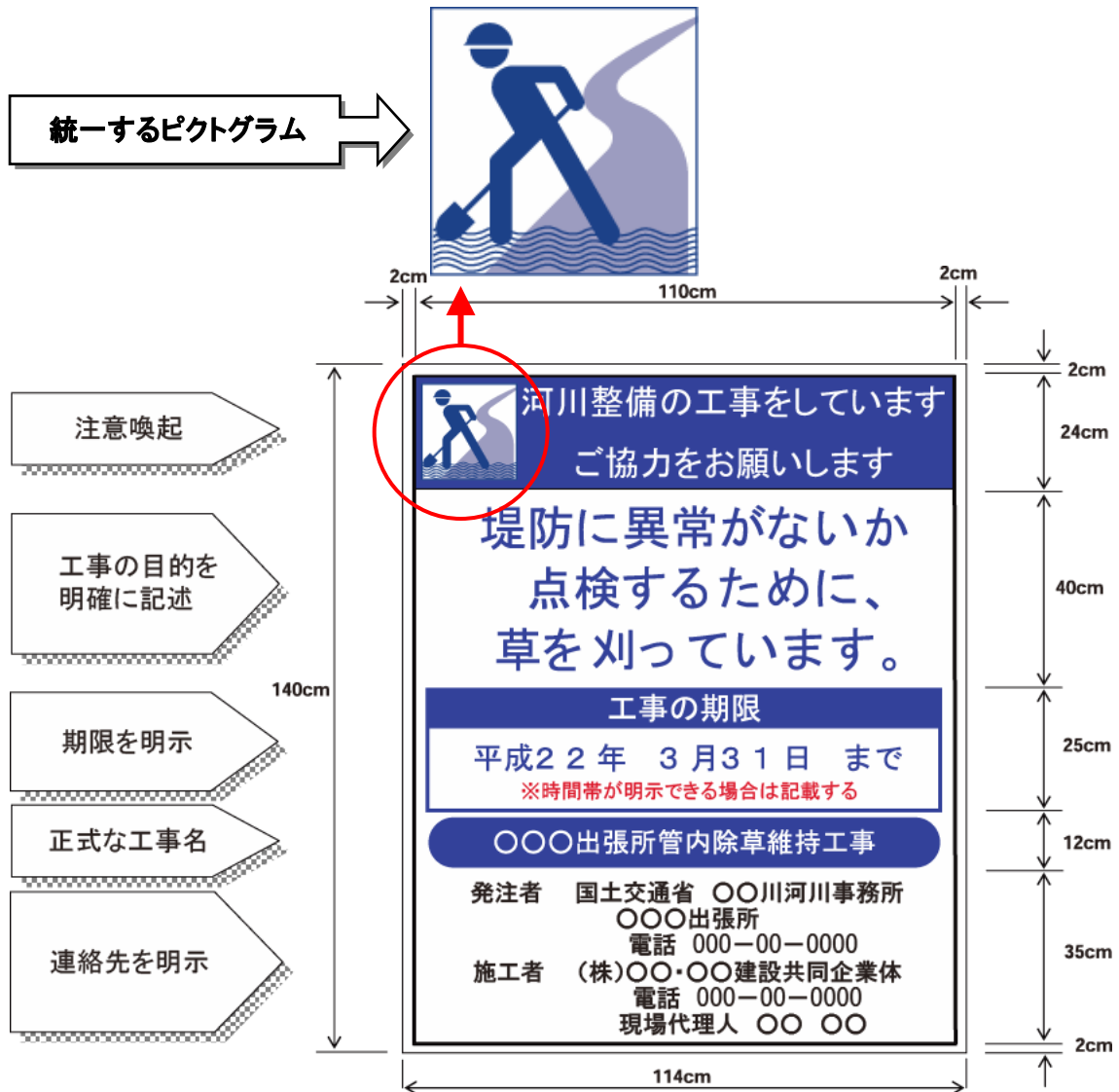


図 2-19 工事中説明看板のデザイン例

工事中説明看板に表記する文例は、表 2-5 に示す。ただし、基本形を逸脱しない範囲において必要に応じて変更できるものとする。

表 2-5 工事看板の記載例

区分	種別	工種	工事看板の記載例	備考
改修系	氾濫防御	築堤工事(洪水防御)	洪水の氾濫を防ぐために、堤防を整備しています。	
		築堤工事(高潮防御)	高潮による氾濫を防ぐために、堤防を整備しています。	
		水門新設工事	洪水時に〇〇川の氾濫を防ぐために、水門を整備しています。	※樋門(管)も同様
		水門改築工事 (堤防拡築起因)	洪水時に〇〇川の氾濫を防ぐために、〇〇水門を改築しています。	※樋門(管)も同様
	流下能力向上	引堤工事	洪水を流れやすくするために、川幅を広げています。	
		河道掘削工事	洪水を流れやすくするために、川を掘削しています。	
		堰改築工事	洪水を流れやすくするために、〇〇堰を可動化しています。	
		橋梁改築工事	洪水を流れやすくするために、〇〇橋を架け替えています。	
	支川処理	水門改築工事 (断面不足解消)	〇〇川の水はけを良くするために、〇〇水門を改築しています。	※樋門(管)も同様
		排水機場新設工事	〇〇地区の床上浸水を防ぐために、排水ポンプ場を整備しています。	
		排水機場増設工事	〇〇地区の床上浸水を防ぐために、〇〇(※機場名)のポンプを増設しています。	
	その他	護岸工事	洪水の勢いから〇〇(堤防・公園etc)を守るために、護岸を整備しています。	
堤防質的整備		〇〇(古い・材質の悪い)堤防を強くするために、〇〇(排水工・止水工)を整備しています。		
光ファイバーケーブル敷設工事		河川情報を提供するために、通信ケーブルを敷設しています。		
管理系	維持的	除草	堤防に異常がないか点検するために、草を刈っています。	
		樹木伐採	洪水の流れを良くするために、川の中の樹木を切っています。	
		維持工事(1)	川の利用の安全対策のために、補修工事をしています。	※場所、工種に応じて他の記載例を用いること。
		維持工事(2)	洪水の安全対策のために、補修工事をしています。	
		塵芥処理	環境維持のために、川に堆積したゴミを取り除いています。	
		堆積土砂除去	洪水の流れを良くするために、堆積した土砂を取り除いています。	
	修繕的	法面補修	堤防を強くするために、のり面を補修しています。	
		堤防天端舗装	堤防を強くするために、雨水の浸透を防ぐ舗装をしています。	
		階段設置工事	川を安全に利用できるように、階段を整備しています。	
		堤脚水路補修工事	雨水の排水を良くするために、排水路を整備しています。	
		ゲート塗装塗替工事	施設を長持ちさせるために、ゲートを塗り替えています。	
		ゲート補修工事	洪水時の安全を確保するために、ゲートを補修しています。	
	応急対策	遠隔監視装置設置工事	ゲートを安全に操作するために、装置を整備しています。	
		上屋修繕工事	洪水時に安全に操作するために、上屋を補修しています。	
		排水ポンプ場施設改善工事	ポンプの機能を維持するために、部品を交換(or修理)しています。	
環境系	水環境	樋管函体補強工事	古くなった樋管を補強するために、樋管を補修しています。	
		耐震補強工事	耐震対策のために、樋管を補強しています。	
	自然再生	津波対策工事	津波対策のために、補助ゲートを整備しています。	
		導水工事	〇〇川の水をきれいにするために、導水管を整備しています。	
		浄化施設新設工事	川の水をきれいにするために、水質浄化施設を整備しています。	
		湿地再生	いろいろな生き物がすめるように湿地を再生しています。	
		エコネット	魚などの生物が田んぼと川を行き来できるように、樋管の水路を改良しています。	
		河畔林保全・再生	貴重な生き物を守るために、河畔林を保全(再生)しています。	
	地域連携	産卵場再生	魚類の産卵場を創出するために、瀬を再生しています。	
		砂浜再生	干潟の生き物を守るために、砂浜を再生しています。	
災害復旧系	災害復旧	水辺の楽校	川の学習の場を整備しています。	
		水辺の楽校	河川を安全に利用できるように、階段(スロープ、散策路)を整備しています。	
		かわまちづくり	〇〇市のまちづくりと一体となった水辺の整備を行っています。	
		護岸工事	〇〇(堤防、家屋、公園etc)を守るために、洪水で壊れた護岸を直しています。	
護岸工事(天然河岸)	〇〇(堤防、家屋、公園etc)を守るために、洪水で崩れた河岸を補強しています。			
漏水防止工事	堤防を守るために、川からの漏水を止める止水工を整備しています。			
〇〇工事	洪水で壊れた〇〇(構造物種名)を直しています。			
〇〇工事(地震)	地震で一部損壊した〇〇(構造物種名)を直しています。			



堤防除草工事の事例



河道掘削工事の事例



樹木伐採工事の事例



法面補修工事の事例

図 2-20 工事看板の設置例(筑後川)

2.11 案内標識(キロポスト)

河川に200m毎に設置している距離標は、河川の縦横断測量の基準点としての機能を有しているが、今後は地域との情報共有のために、誰もが分かる気軽なランドマークとしてのキロポストの整備を進め、河川の平常時のパトロールや洪水時の情報共有に活かすものとする。

キロポストの設置事例を図 2-9 に示す。



延岡（五ヶ瀬川）の事例



直方（遠賀川）の事例



日田（三隈川）の事例

図 2-21 案内標識(キロポスト)の設置例

3. 標準設計

3.1 標準設計の対象範囲

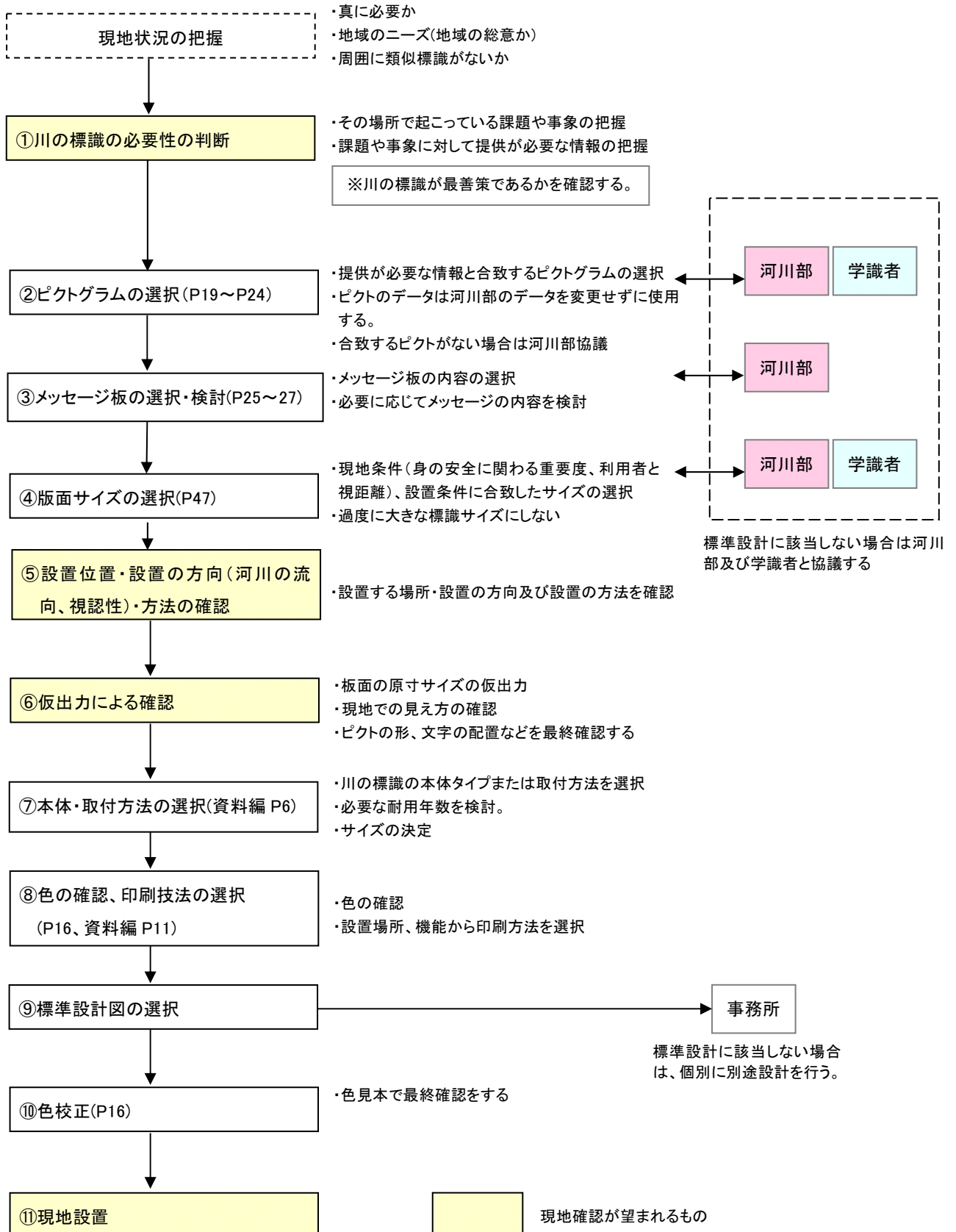
標準化する川の標識は、**規制標識「禁止」「注意喚起」及び啓発標識の 3 種類**を対象とする。

■標準化する川の標識

表 3-1 標準化する川の標識

分類		内容及び目的
規制	禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川敷や施設等への立入禁止を示す標識 ・ ゴルフなどの利用行為の制限を示す標識 ・ 河川敷の駐車禁止を示す標識 ・ 廃棄物の不法投棄等の禁止を示す標識 等
	注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転落事故を防ぐための注意喚起標識 ・ 水難事故を防ぐための注意喚起標識
啓発		<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミ投棄を抑止するための啓発標識 ・ ペットの糞の後始末などを呼びかける標識 等

3.2 規制標識・啓発標識の設置までの流れ



3.3 標準設計の版面サイズ

標準設計で規定するサイズは、**W300×H300、及び、W400×H400**とした。また同一サイズで2種類以上の標識の場合は、**並列で2枚まで**とする。

これまでの事例を鑑みると、最も設置されているものは、1枚ものであり、今後もニーズが高いと想定される。また、2種類のピクトグラムを並列で設置する事例もあるため、1枚もの及び並列2枚ものを標準設計の対象とした。なお、W600×H600以上のサイズについては、使用する場所がかなり遠距離からの視認性を確保することが必要な場合であることが想定される。W600×H600以上のサイズを必要とする場合は、別途、個別に検討すること。ただし、過度に大きなサイズは河川景観を乱すことから使用しないこととする。

■基本サイズ

	基本サイズ	摘要
Aタイプ (自立型)	400×400	<ul style="list-style-type: none"> 川の標識の自立型の標準サイズとする。 空間の広さ、設置位置、視点場の位置等を考慮し、必要に応じてサイズの変更を行う。 啓発標識は周囲景観に応じて300×300サイズを選択できる。
Bタイプ (直接設置型)	300×300	<ul style="list-style-type: none"> 樋門管理橋や排水場等の入口のフェンス等に設置する場合に摘要する。 フェンスの扉面の大きさ等を考慮し、必要に応じてサイズの変更を行う。

※身の安全に関わる場合等については、別途検討する。

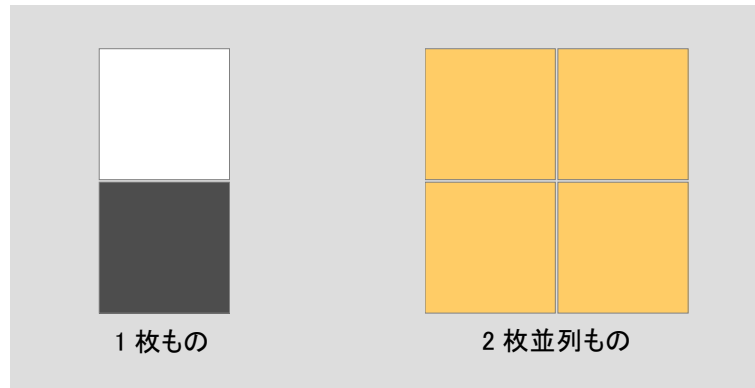
危険箇所や河川管理上重要な場合(ダムの放流時や水難事故の多発箇所等)については、河川利用者に安全に関わる情報を提供する必要があることから、上記サイズに固定せず、視認性や利用状況に応じてサイズを変更することができる。

ピクトグラム板又は メッセージ板の大きさ (縦 mm×横 mm)	文字高サイズ(mm)			【参考】 ピクトグラムの 視認距離(m)
	見出し文	解説文	管理者名	
300×300	25	20	15	25
400×400	35	25	20	35
参考(600×600)	50	35	35	50
参考(800×800)	70	45	45	70

視認距離はJISの視認性試験の評価方法に準拠
標準案内用図記号ガイドブック(2006)国土交通省監修

■配列

規定するレイアウトは下記の2タイプとする。



※種類が異なる場合は、左から重要度の高いものを配置する。(例: 左から「禁止」、「注意喚起」)

■版面の型番

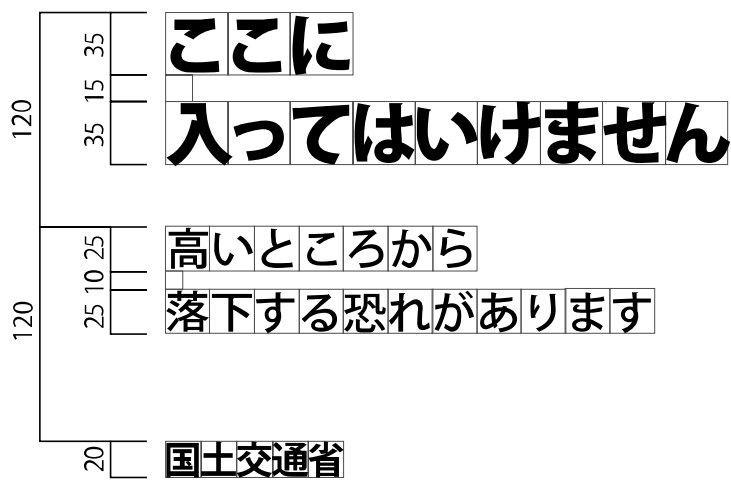
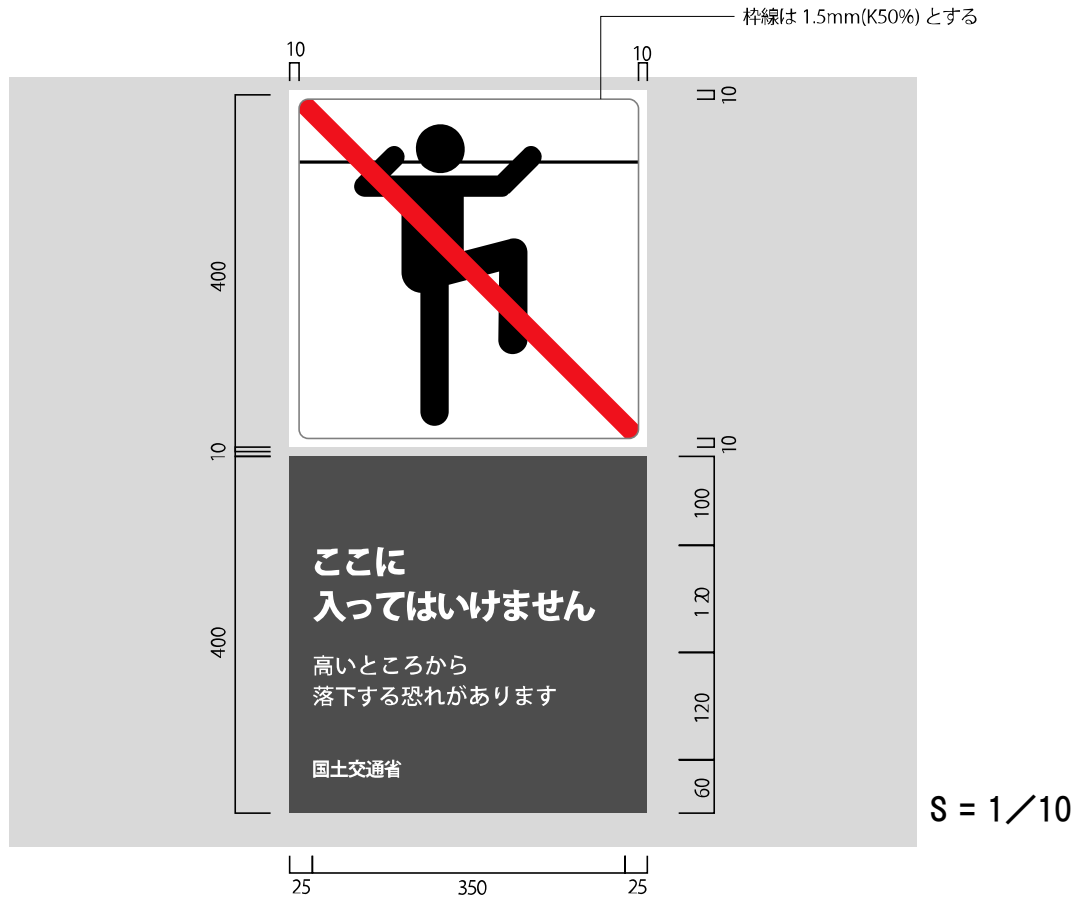
枚数	Aタイプ(自立型)	
	型番	サイズ
1枚	A130	W 300×H 600(300+300)
	A140	W 400×H 800(400+400)
	A160	W 600×H1200(600+600)
2枚 (横型)	A230	W 600×H 600(300+300)
	A240	W 800×H 800(400+400)
	A260	W1200×H1200(600+600)
枚数	Bタイプ(直接設置型・表示板のみ)	
	型番	サイズ
1枚	B130	W 300×H 600(300+300)
	B140	W 400×H 800(400+400)
	B160	W 600×H1200(600+600)
2枚 (横型)	B230	W 600×H 600(300+300)
	B240	W 800×H 800(400+400)
	B260	W1200×H1200(600+600)

※標準図集では、A130、A140、A230、A240、B130、B140、B230、B240を示す。

※3枚以上を並列で設置するケースなど標準設計で想定されていない場合は、ケーススタディとして河川部と協議する。

3.4 レイアウト基準

(1) A140 (400×400)



※文章のレイアウトにあたっては、カーニング及びトラッキングを調整すること。

あとがき

現状では、啓発を目的とした標識が河川区域内に乱立している状況にあり、まずは、真に必要な標識を峻別して、標識の数を減らしていくことが重要である。また、標識の更新や整備にあたっては、利用者である地域住民等と十分に意見交換して、地域の理解と共感が得られるように現場で対応していくことが重要である。

最後に、本ガイドラインの改訂にあたり、課題の分析や改善策の検討、基本仕様のデザイン、標準設計の仕様等の検討過程で助言及び指導等をいただいた九州大学大学院芸術工学研究院の森田昌嗣教授をはじめ関係者の皆様に対して、心から感謝を申し上げます。

参考：デザイン等について指導等を頂いた方々

森田昌嗣	九州大学大学院 芸術工学研究院 教授
曾我部春香	九州大学大学院 芸術工学研究院 准教授
樋口明彦	九州大学大学院 工学研究院 准教授
石川映子	EPI デザインネットワーク (ピクトグラムのデザイン)

付 属 資 料

【付属-1】 管理台帳

【付属-1】管理台帳

■様式-1 総括表

標識管理台帳

〇〇河川国道事務所

No.	河川名	左右岸	距離表	分類	種別	設置者	設置場所	設置日	備考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									

■様式-2 個表

標識管理台帳(個表)

〇〇出張所管内

No.	—	河川名		左右岸		距離標	
分類		種別等				市町村名	
設置者	国土交通省			設置場所			
設置日	平成	年	月	存置期間	<input type="checkbox"/> 限定しない	<input type="checkbox"/> 限定する(～H まで)	
材質				大きさ			
設置経緯							
位置図							
写真及び構造図等	<p style="text-align: center;">【設置状況】</p> <p style="text-align: right;">【拡大写真】</p>						
備考	材料費(板面・支柱):〇〇円 工事費(基礎等):〇〇円						

